

令和8年度 第1回
高浜市水道事業及び下水道事業審議会

高浜市水道事業の概要と経営状況について

令和8年8月17日（月）
高浜市都市政策部上下水道グループ

目 次

1

高浜市水道事業の概要

2

国の動向と高浜市の取組

3

高浜市水道事業の経営状況

4

水道料金体系の基本的な考え方について

5

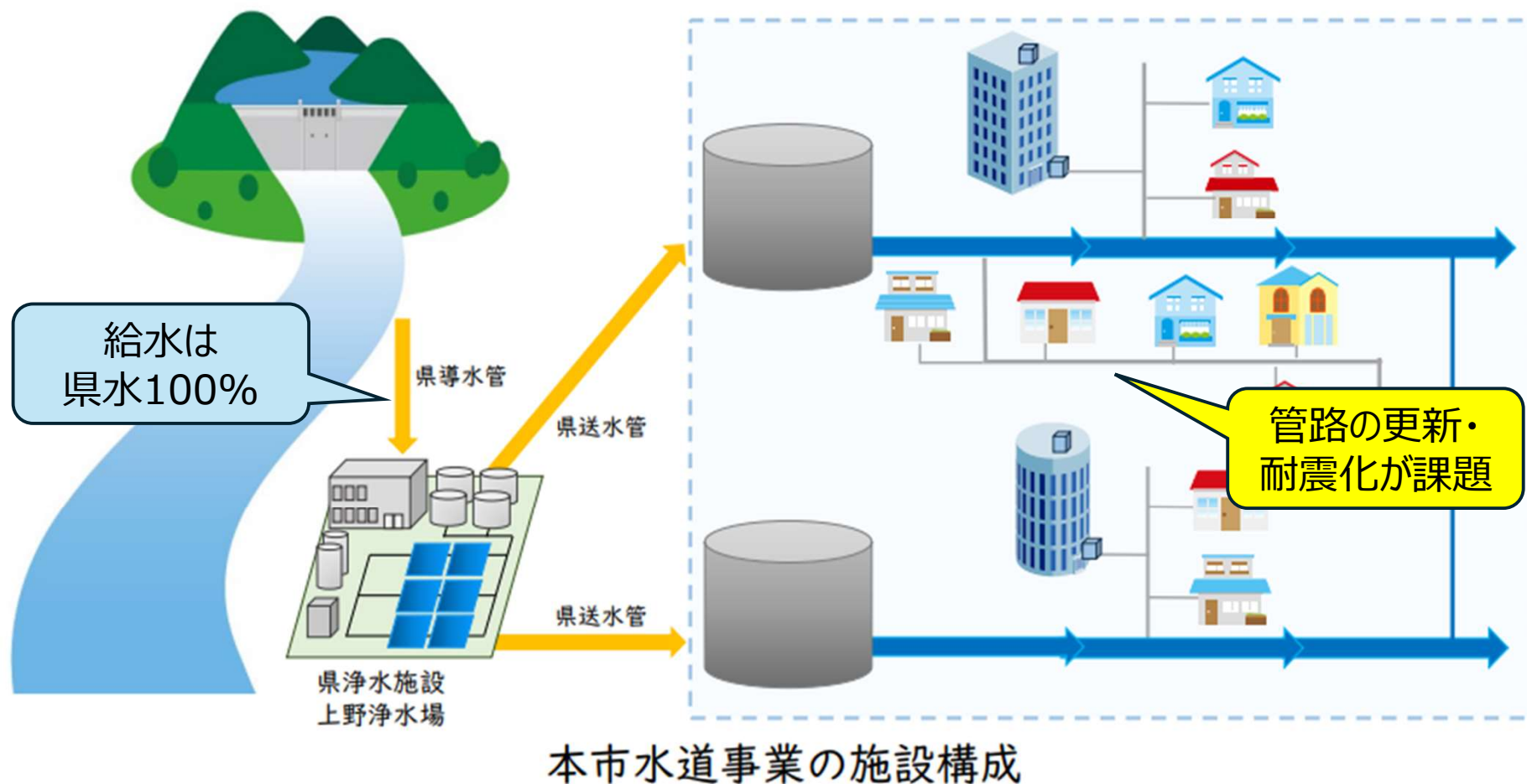
改定の検討方針について

1

高浜市水道事業の概要

1. 高浜市水道事業の概要

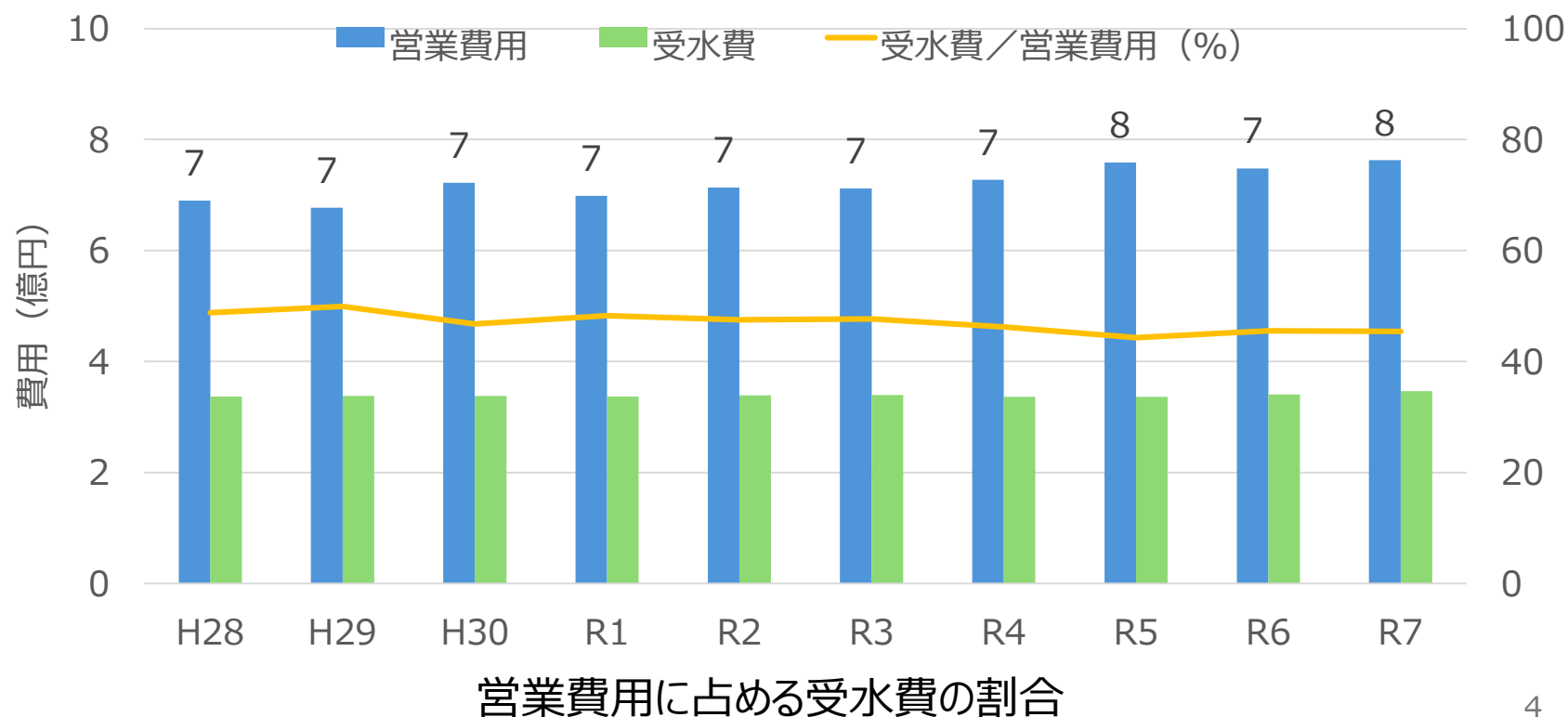
- 高浜市の水道は、「県営水道の浄水（県水）を100%受水している」
- 管路（水を届ける道）の老朽化に対する、更新・耐震化が主課題



1. 高浜市水道事業の概要

高浜市は“**受水費（買う水の価格）**”の影響が大きい事業構造

- 自己水源なし
→ 高浜市の給水はすべて県水利用（高浜市の構造的特徴）
- 営業費用に占める受水費の割合は令和7年度で45.4%
→ コストの大きな部分が“**受水費**”で決まる

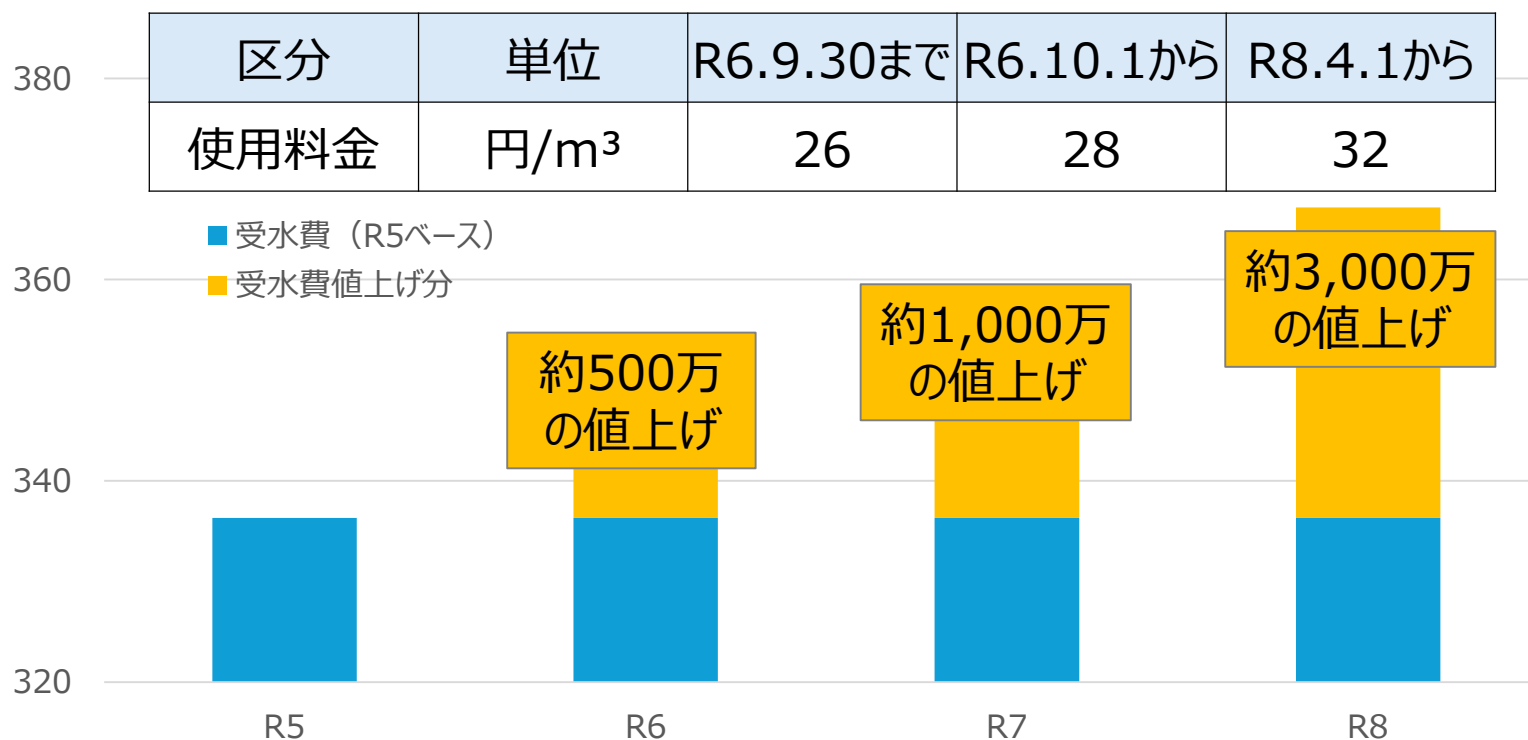


1. 高浜市水道事業の概要

受水費の値上げ

- 愛知県営事業では受水団体へ卸売りする水道料金を令和6年10月及び令和8年4月の2段階で改定（値上げ）
- 高浜市では令和8年4月改定後は、年間約3,000万円ほどの費用増となる見込み

県水受水費の値上げ経緯



R5の受水量で今後も推移すると仮定し試算

1. 高浜市水道事業の概要

配水場は2か所。いずれも耐震対策工事完了済み

2か所の配水場（高浜配水場、吉浜配水場）があり、
県水を受水・貯留し、市内全域に配水している

配水池容量（貯められる水の量・使用開始年度）

高浜配水場（4,000m³・1969年、4,000m³・
1999年）

吉浜配水場（6,530m³・1976年）

配水池耐震化率100%（2008年度に耐震対策工
事完了）



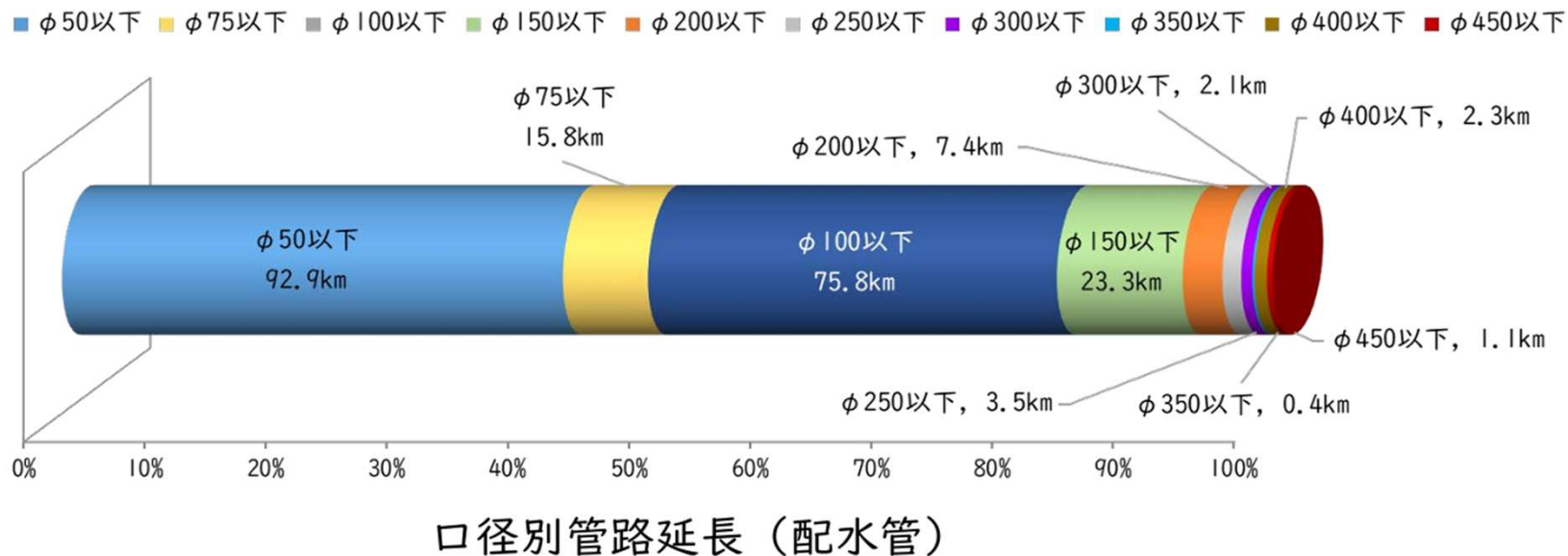
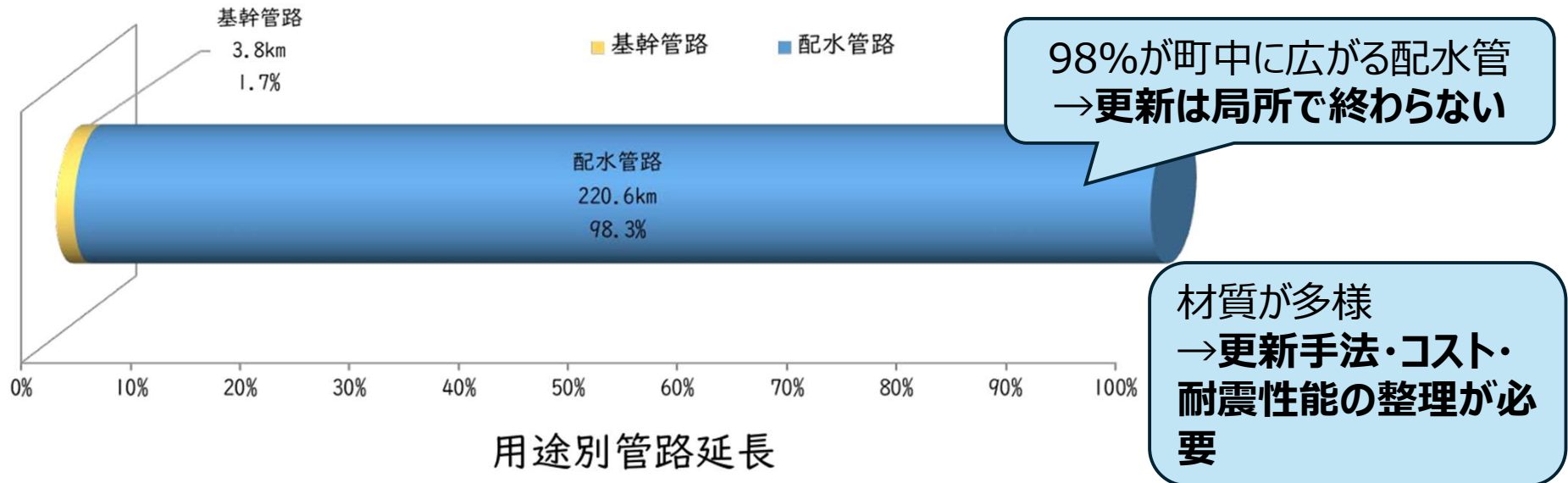
高浜配水場



吉浜配水場

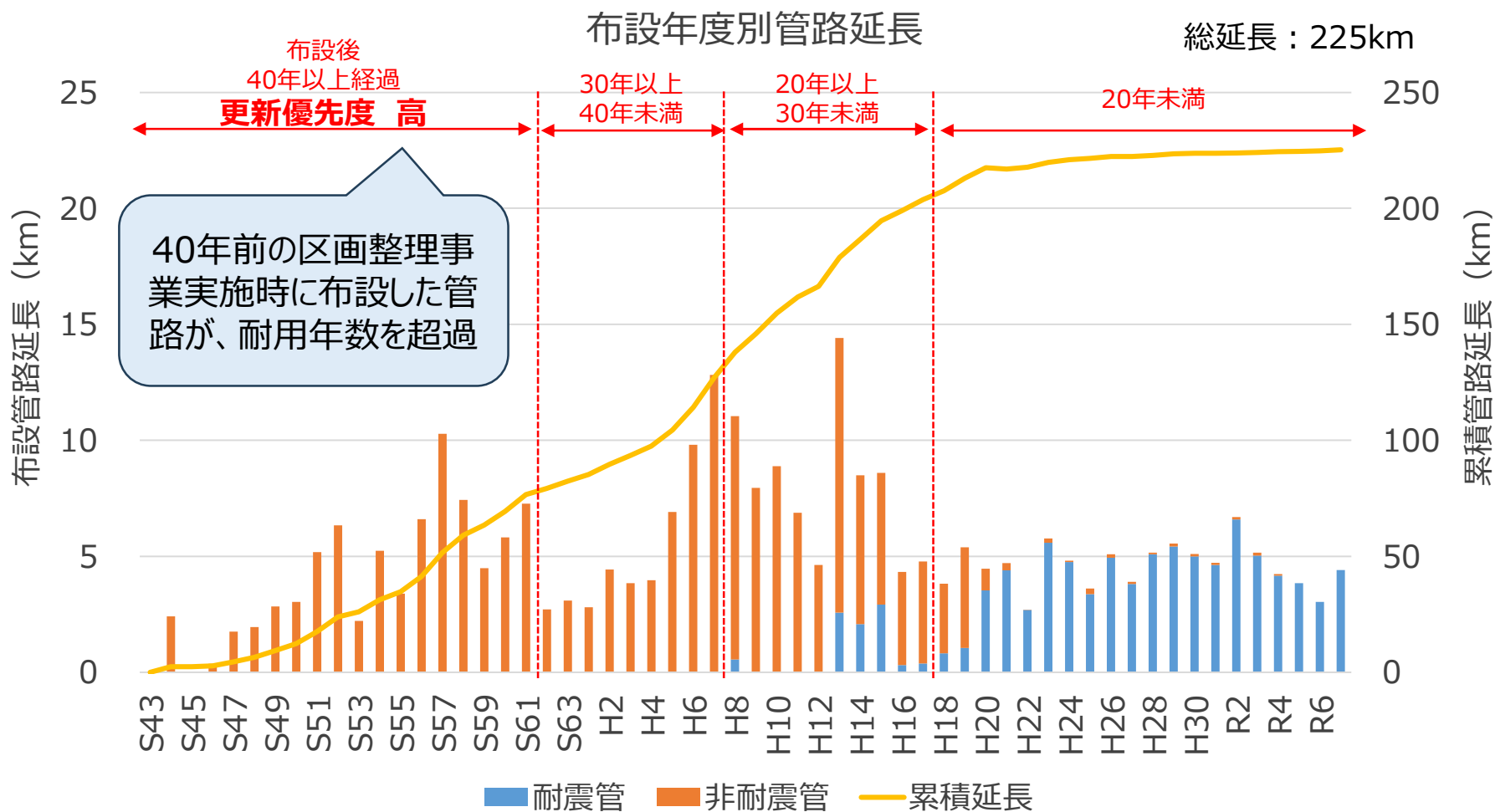
1. 高浜市水道事業の概要

主な更新対象は管路（水を届ける道）
しかし対象範囲が広く、かつ複雑なため整理が必要



1. 高浜市水道事業の概要

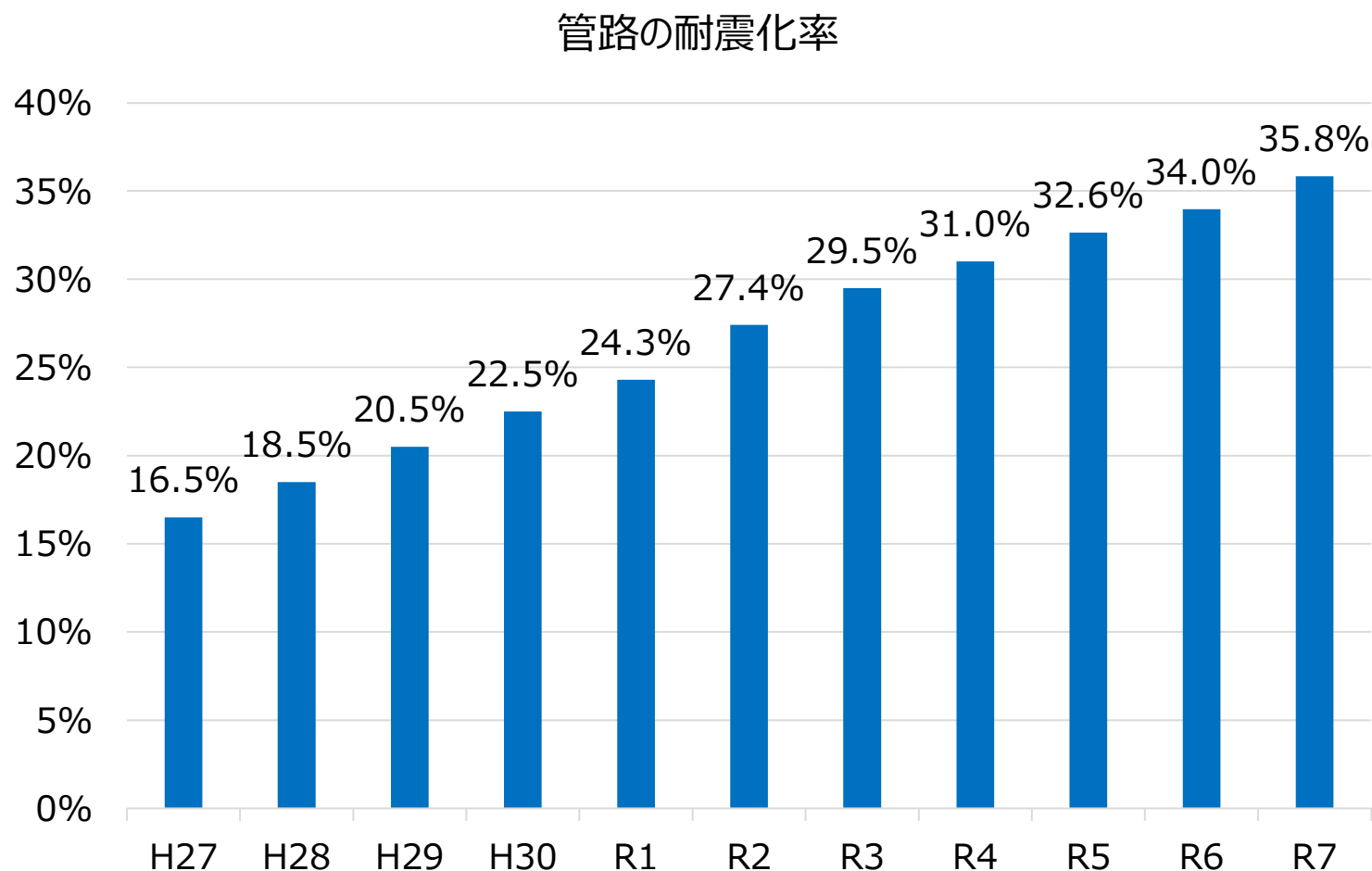
法定耐用年数を経過した管路が15.6%
老朽化局面に入った状況



- 今後も耐用年数を超える管路が増加していく見込み

1. 高浜市水道事業の概要

耐震化率は3割程度であり、大規模災害に備えるため、
今後も耐震化が必要

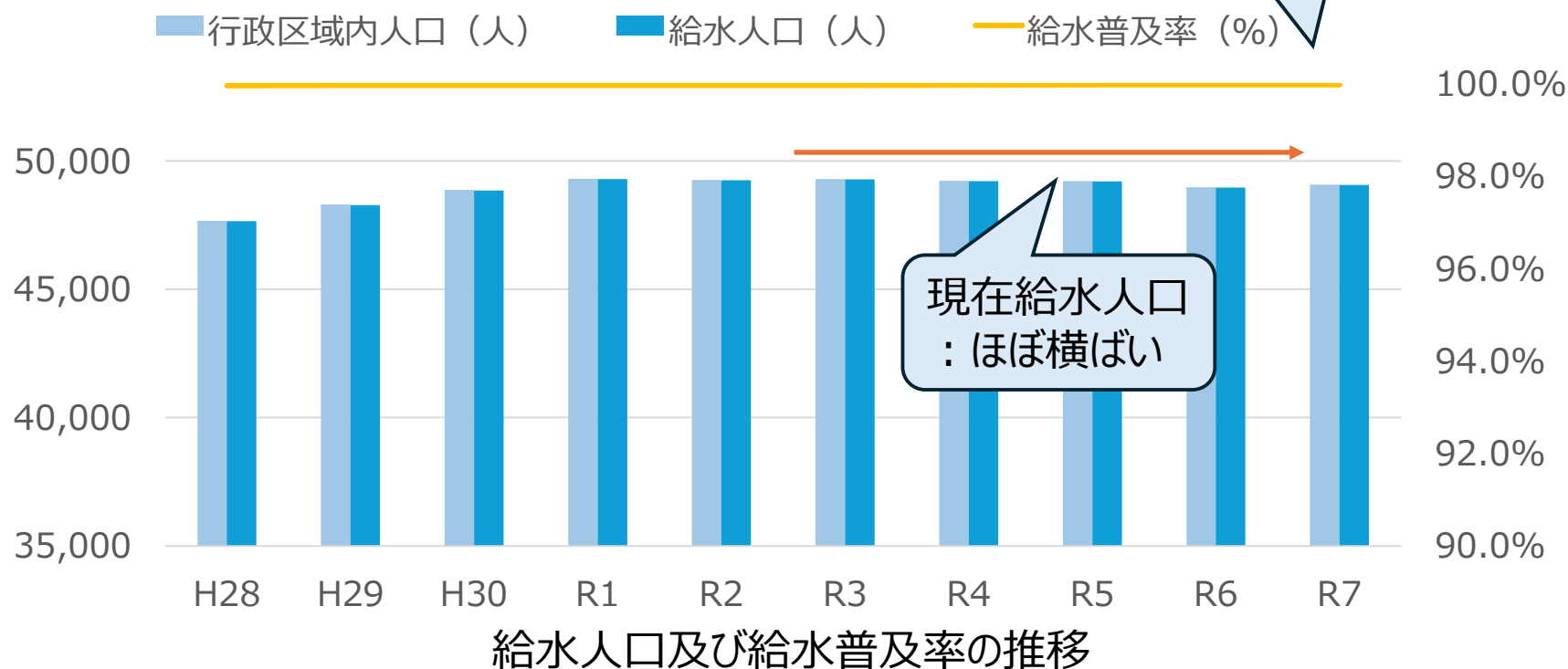


※耐震管延長/配水管延長 で算定

1. 高浜市水道事業の概要

管路の更新には財源が必要
しかし、収入の伸びしろは限定的

普及率：ほぼ100%



料金収入 = 単価 × 有収水量

→ 普及率ほぼ100% → 件数増による水量増が限定的
→ 人口横ばい → 有収水量が伸びにくい

収入の伸びしろが
限定的

1. 高浜市水道事業の概要

まとめ

自己水源なし・県水100%受水：受水費が営業費用の約50%を占め、県水単価の影響が大きい

配水池は耐震化率100%だが、管路耐震化は35.8%（令和7年度）で更新・耐震化が継続課題

老朽化の増加局面：管路経年化率*15.6%（令和7年度）、今後更新需要が顕在化

普及率ほぼ100%、人口横ばいであり、収入の伸びしろが限定的

* 管路経年化率 = 法定耐用年数を経過した管路延長 ÷ 管路延長 × 100
(管路の老朽化度合を示すもの)

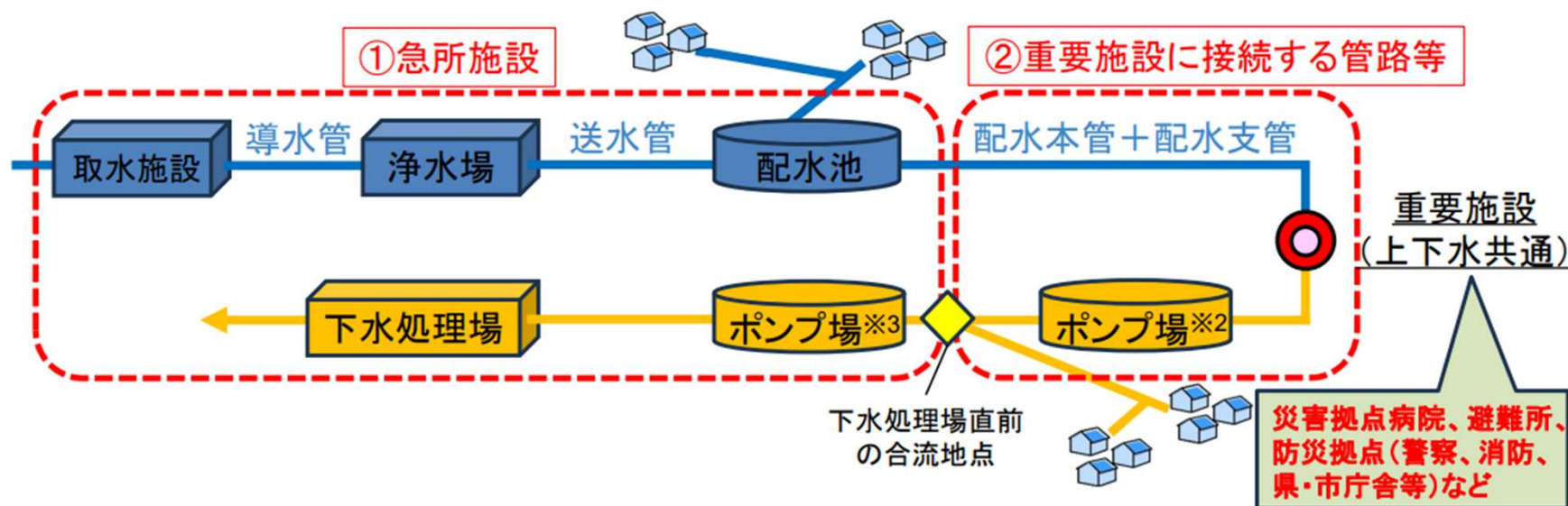
2

国の動向と高浜市の取組

2. 国の動向と高浜市の取組

国の動向①

大規模災害に備えた耐震化の推進



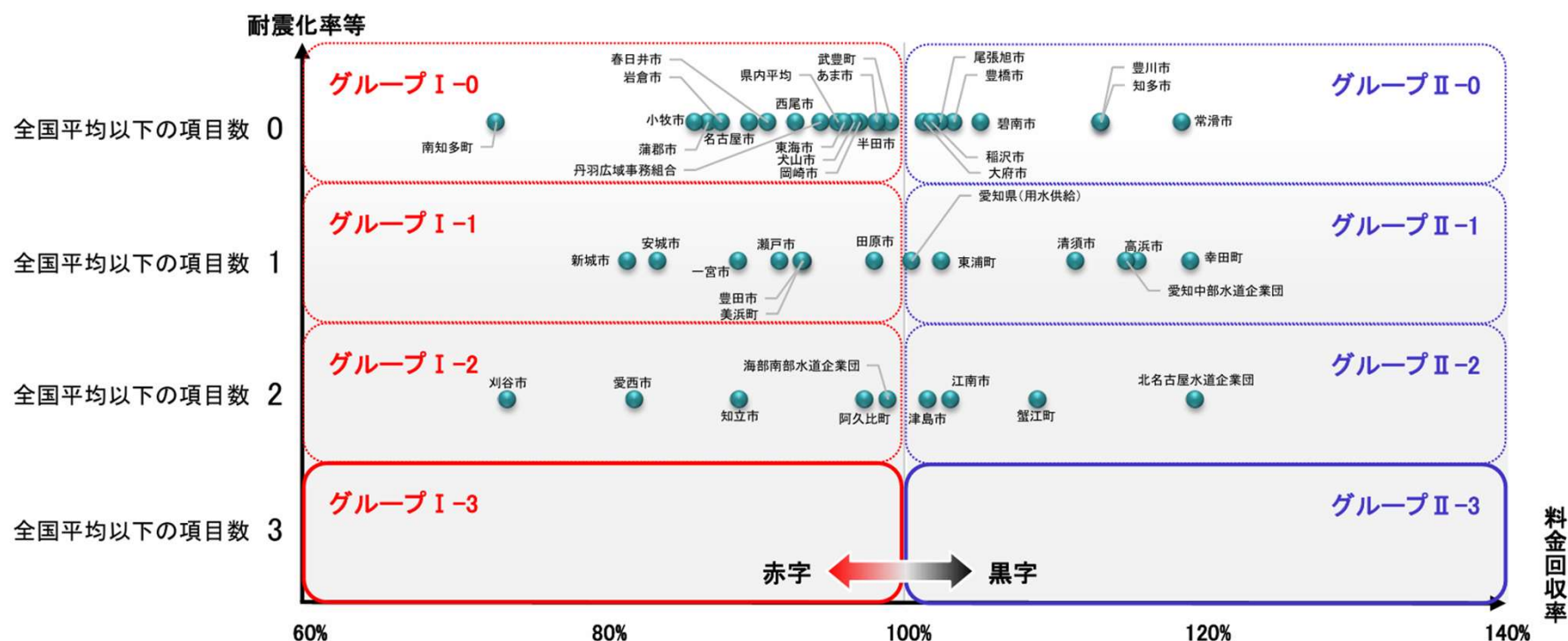
出典：国土交通省「上下水道耐震化計画の策定について（令和6年9月24日）」

能登半島地震で上下水道施設が甚大な被害を受け復旧が長期化したことから、耐震化の対象を重要施設に接続する管路等に拡大し、上下水道一体で推進することが要請された。

2. 国の動向と高浜市の取組

国の動向②

次世代に負担を先送りしない経営へのシフト



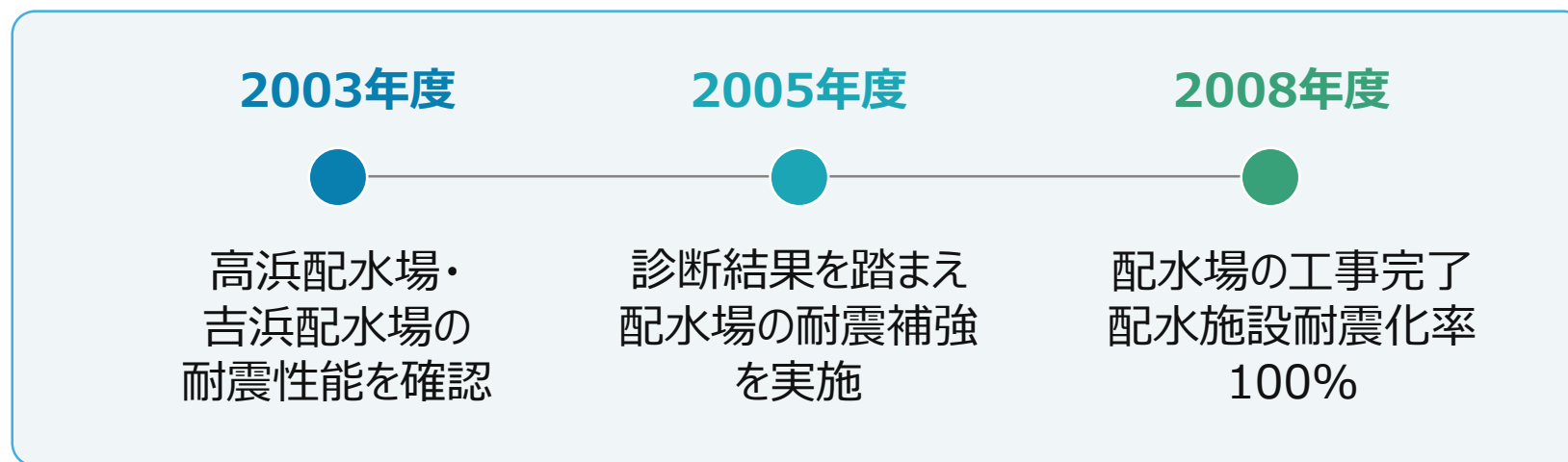
出典：国土交通省「水道カルテ 愛知県（令和4年度末時点）」

更新投資を先送りしない適正な料金設定等の考え方の明確化（資産維持費の明確化）や、経営状況や料金等の水準を評価する上で必要な経営の見える化（水道カルテ）等に取り組んでいる。

2. 国の動向と高浜市の取組

高浜市の取組①

耐震化・設備更新の計画的実施（配水場）

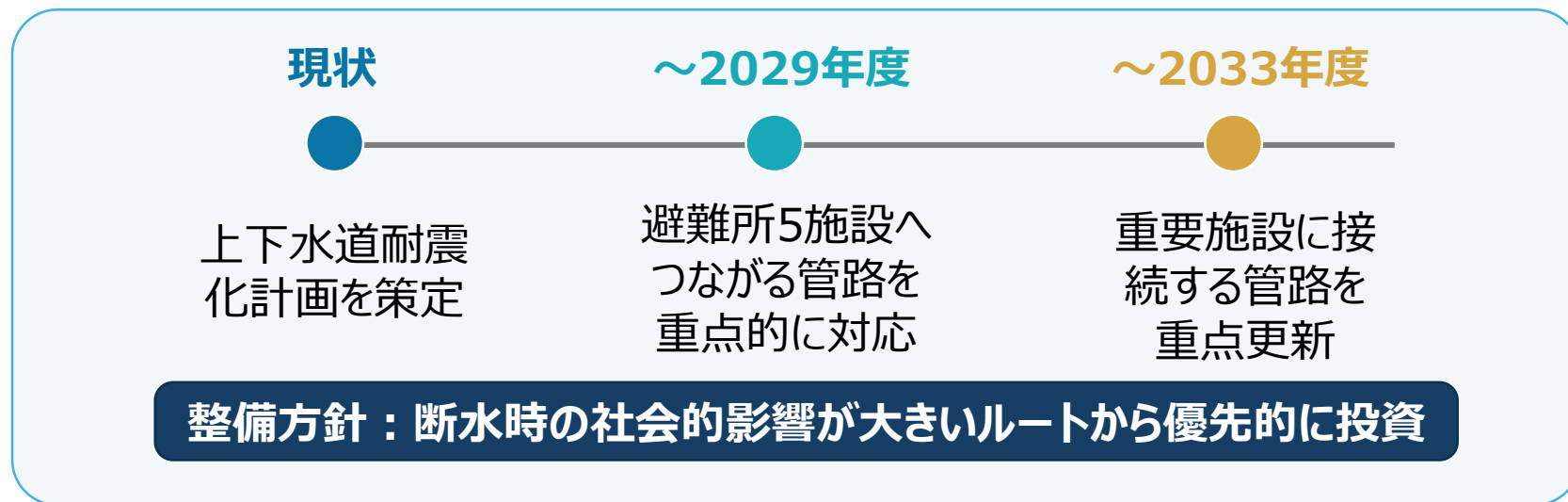


配水場の耐震化工事は完了済み。
配水場から重要施設へ水を届ける「管路」の耐震化が今後の重点課題である。

2. 国の動向と高浜市の取組

高浜市の取組①

国の動向を踏まえた計画策定（管路）



災害に強く持続可能な上下水道システム構築に向け、対策が必要な避難所等の重要施設に接続する上水道管路等について、今後、概ね10年間で耐震化を完了することを目指す。

このうち2025年度から2029年度の5年間では、地域防災計画に記載されている避難所（5施設）に接続する上水道管路等の耐震化を実施することを目標とする。

2. 国の動向と高浜市の取組

高浜市の取組①

耐震化・設備更新の計画的実施（管路）

経営戦略において、耐震化率の目標を定めるとともに、能登半島地震による水道施設への甚大な被害を受け、「上下水道耐震化計画」を2025年1月に策定した。

2033年度の到達目標

基幹管路更新延長

約 2,700 m

基幹管路
耐震化率 22.3% ➡ **69.3% (+47.0pt)**



管路全体
耐震化率 35.8% ➡ **45.0% (+9.2pt)**

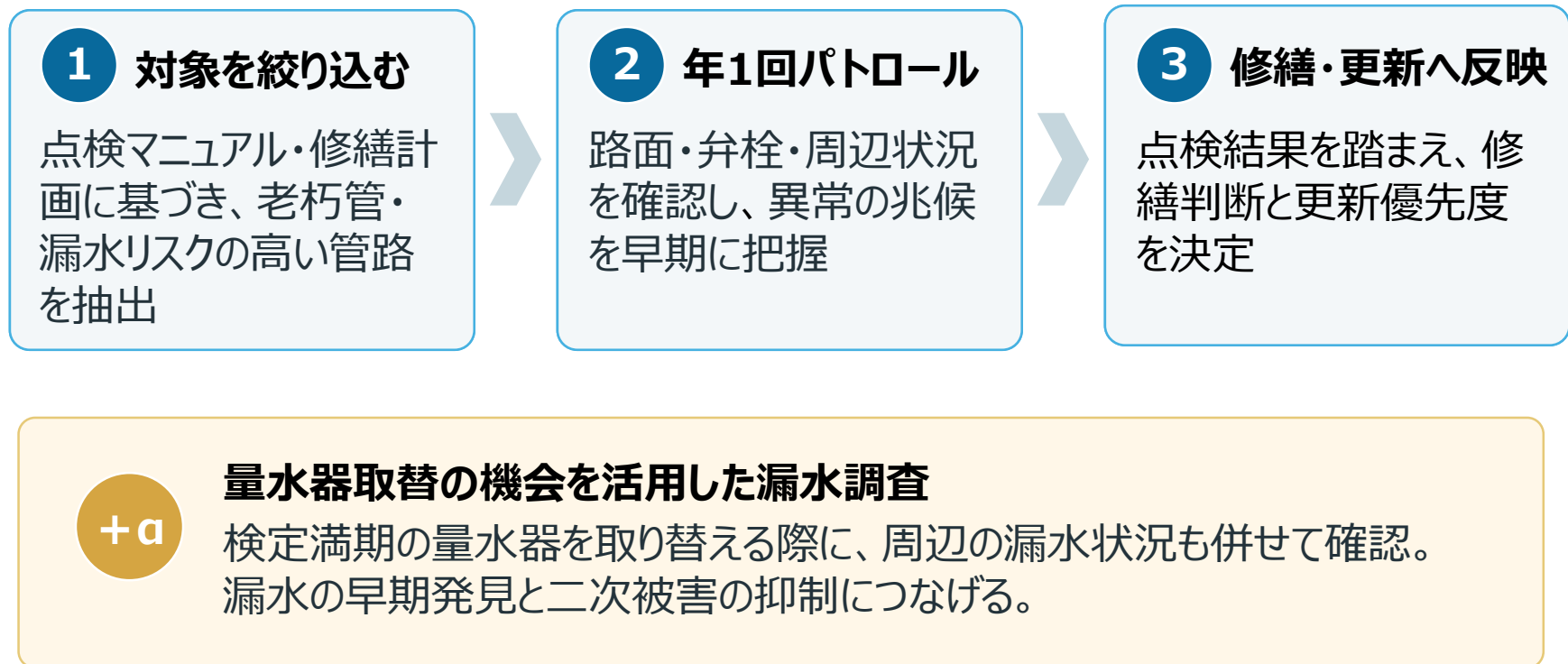


※目標数値や年度は「高浜市水道事業 経営戦略 2024~2033年度」参照

2. 国の動向と高浜市の取組

高浜市の取組②

年1回の点検パトロールと量水器取替時の漏水調査



予防保全サイクル：点検対象の選定 → 巡回確認 → 修繕・更新 → 漏水の早期発見

2. 国の動向と高浜市の取組

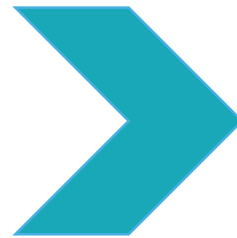
高浜市の取組③

オンラインでの開閉栓申請（2026年3月～）

オンライン化前の課題

- × **受付時間の制約**
窓口・電話は開庁時間内の対応が中心
- × **来庁・連絡の負担**
窓口への移動、電話等が必要
- × **転居期の手間**
引越し準備中に手続き時間を確保
- × **記入・伝達の負担**
住所・希望日・連絡先等を個別に伝達

オンライン化



オンライン申請で解決

- ✓ **24時間入力可能**
開庁時間を気にせず申請
- ✓ **来庁不要**
スマートフォン・PCから手続き
- ✓ **事前申請しやすい**
3営業日後から約3か月先まで指定
- ✓ **入力項目を標準化**
必要事項を画面に沿って入力

※電話・FAX・窓口も継続して申請可能

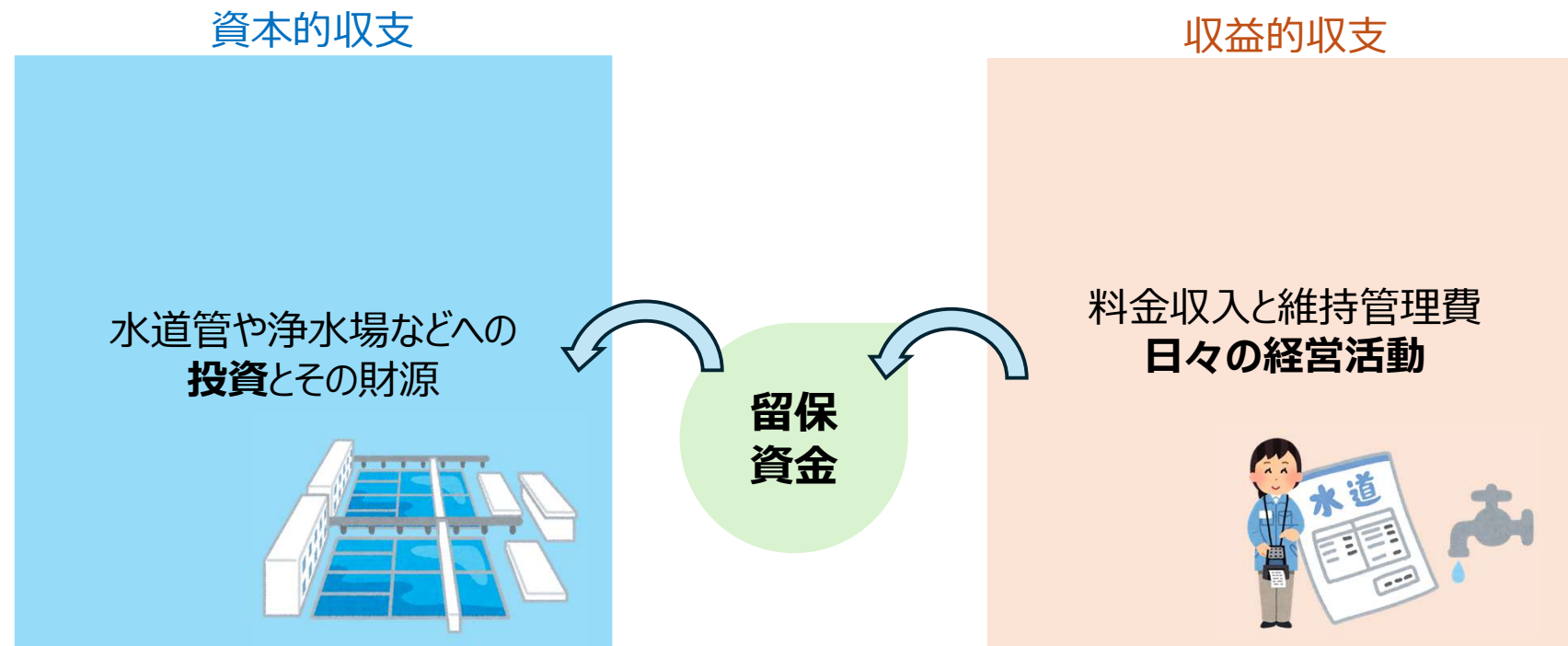
3

高浜市水道事業の経営状況

3. 高浜市水道事業の経営状況

公営企業会計の仕組み

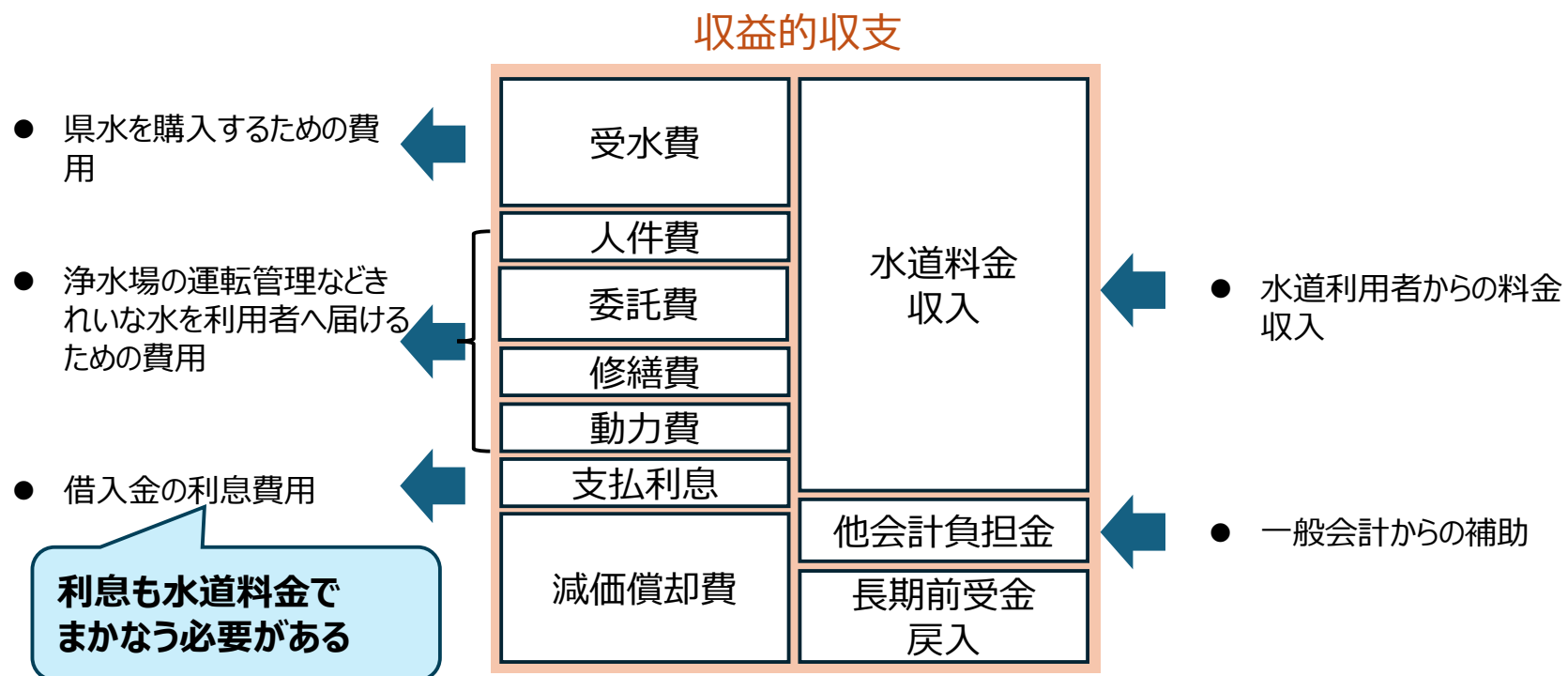
公営企業会計は、取引を収益的収支と資本的収支に分けて記録している



水道事業会計は、「収益的収支」で純利益等を積立し、
「留保資金」でためた資金により「資本的収支」の不足分を補填している

3. 高浜市水道事業の経営状況

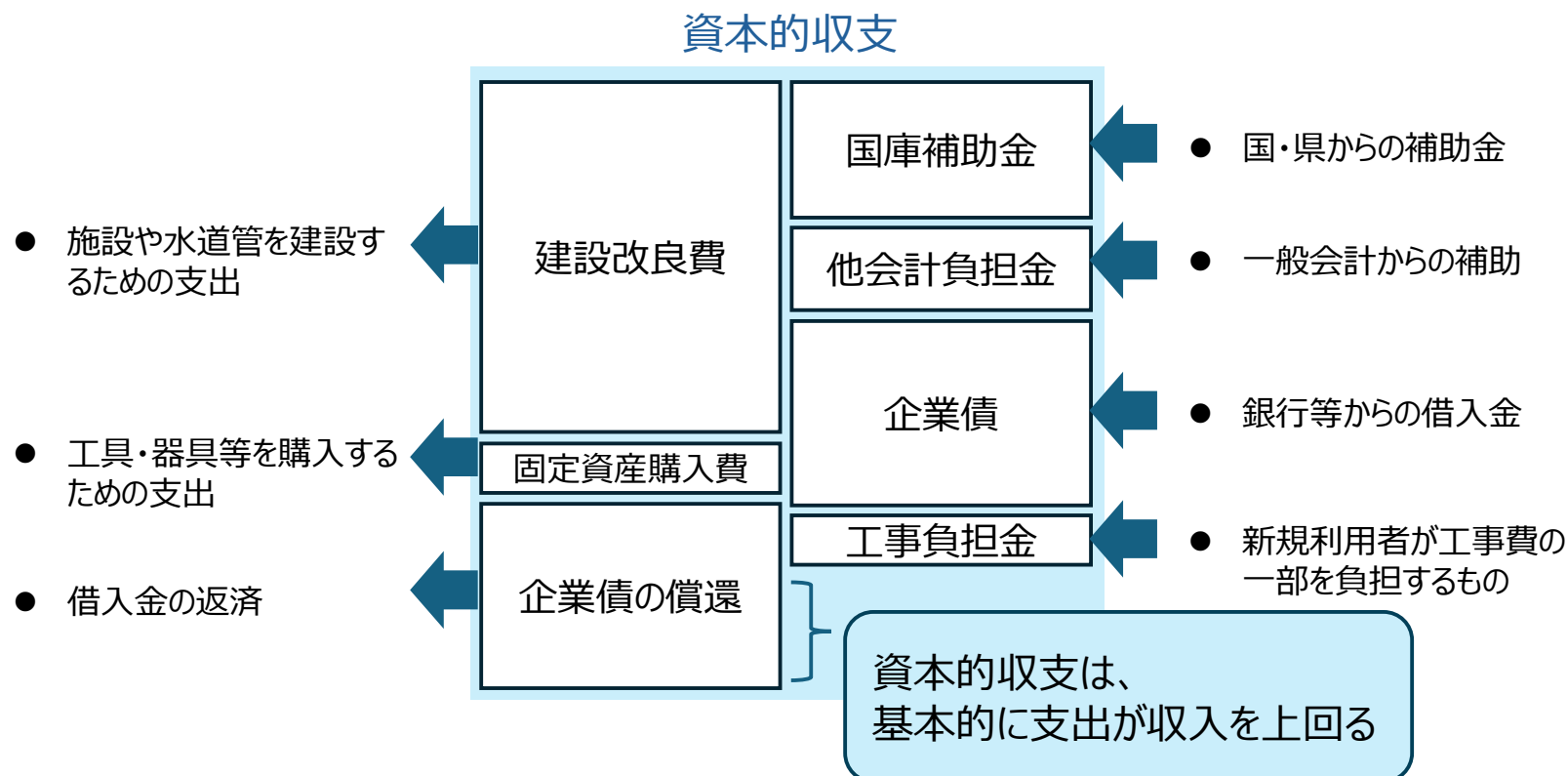
水道事業における収益的収支の内容



- ・ 収益的収支は、日々の水道サービスに関する損益
- ・ 収入は、主に水道料金（＋一般会計からの補助等）
- ・ 支出は、受水費・人件費・支払利息など
- ・ さらに、現金の動きを伴わない減価償却費及び長期前受金戻入を含め、収益的収支を計算する

3. 高浜市水道事業の経営状況

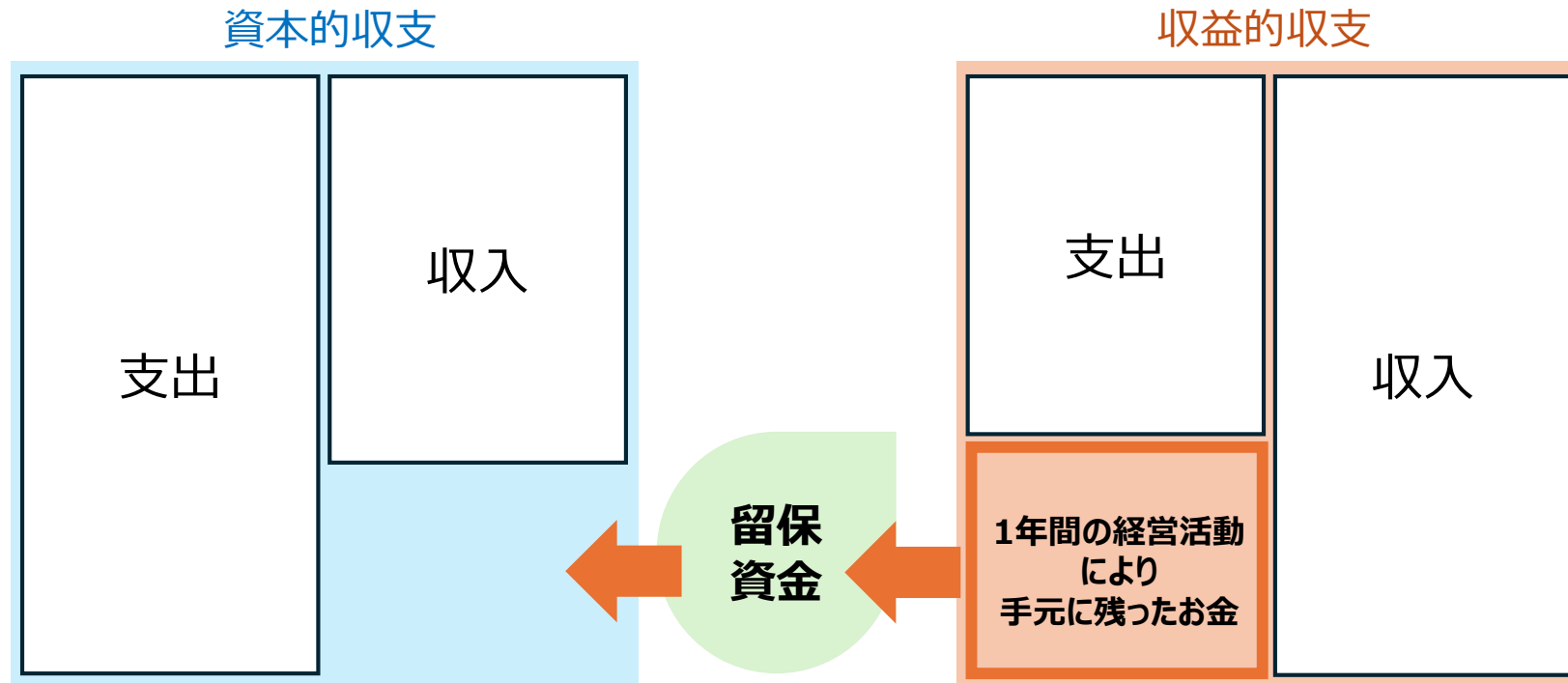
水道事業における資本的収支の内容



- 資本的収支の主な収入は、国・県からの国庫補助金、一般会計からの他会計負担金、借入である企業債である
- 主な支出は、浄水場や水道管を建設するための建設改良費、借入返済である企業債の償還である

3. 高浜市水道事業の経営状況

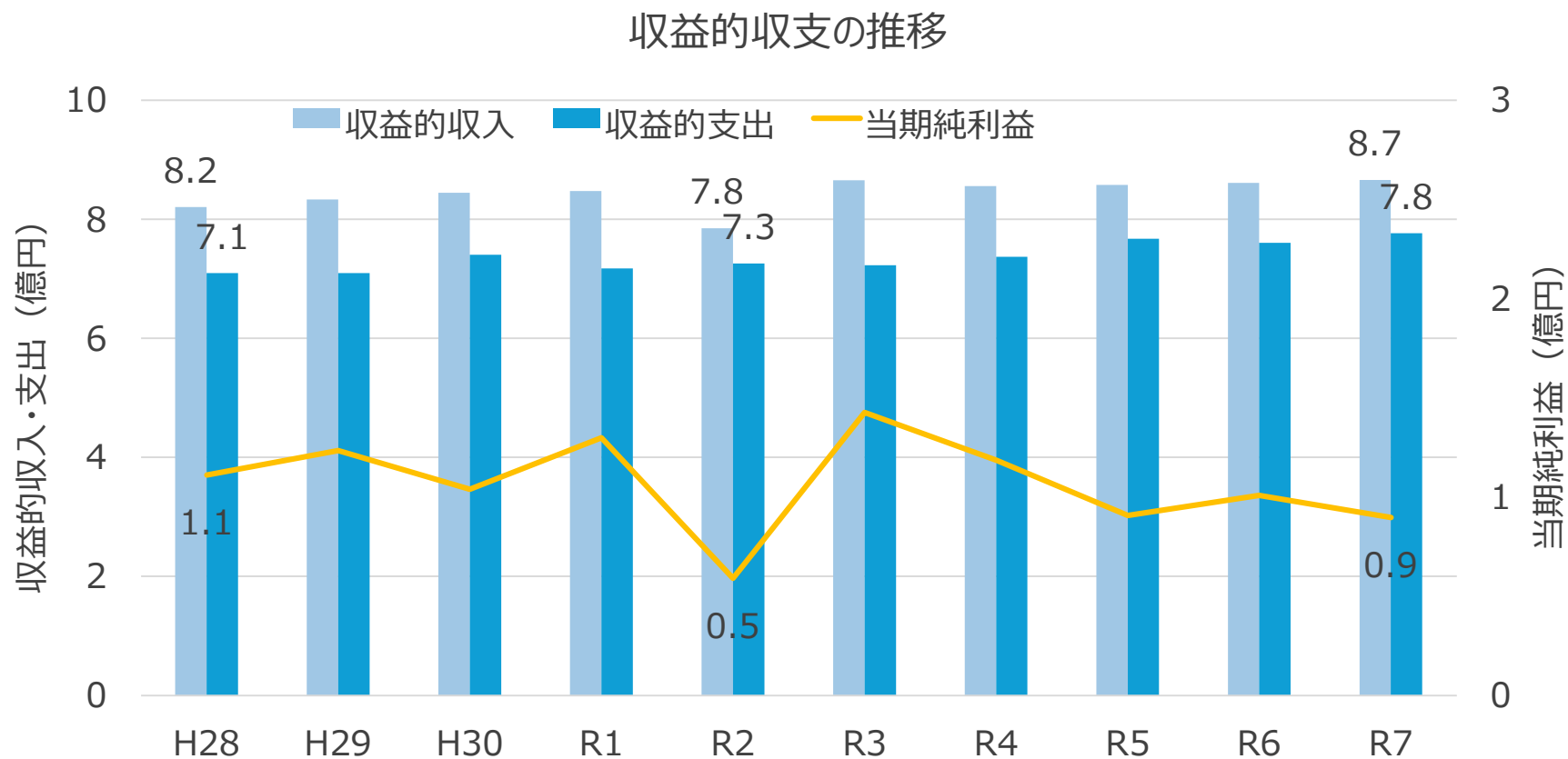
水道事業における収益的収支・資本的収支の内容



- 留保資金は主に、「利益」と「減価償却」等の非資金取引により蓄えられる資金である
- 資本的支出の一部は、留保資金で賄う
- 収益的収支で留保資金を確保することにより、老朽化・耐震化工事の支出や企業債の償還に充て、必要な資産を維持して事業を継続できる

3. 高浜市水道事業の経営状況

高浜市の収益的収支の状況

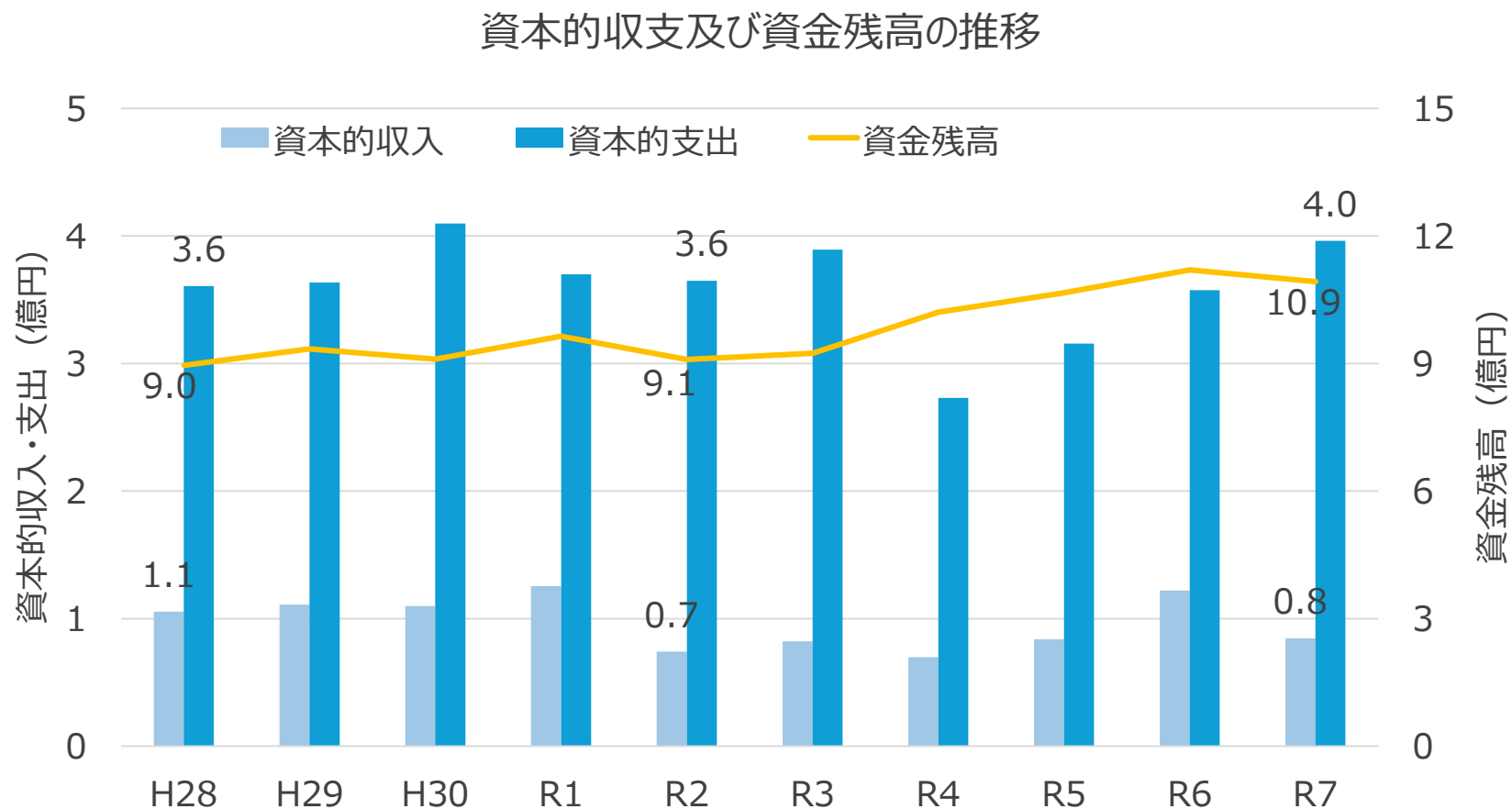


新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、4か月間減免措置（基本料金の免除）のため減少

- 令和7年度までは当期純利益が発生している

3. 高浜市水道事業の経営状況

高浜市の資本的収支の状況

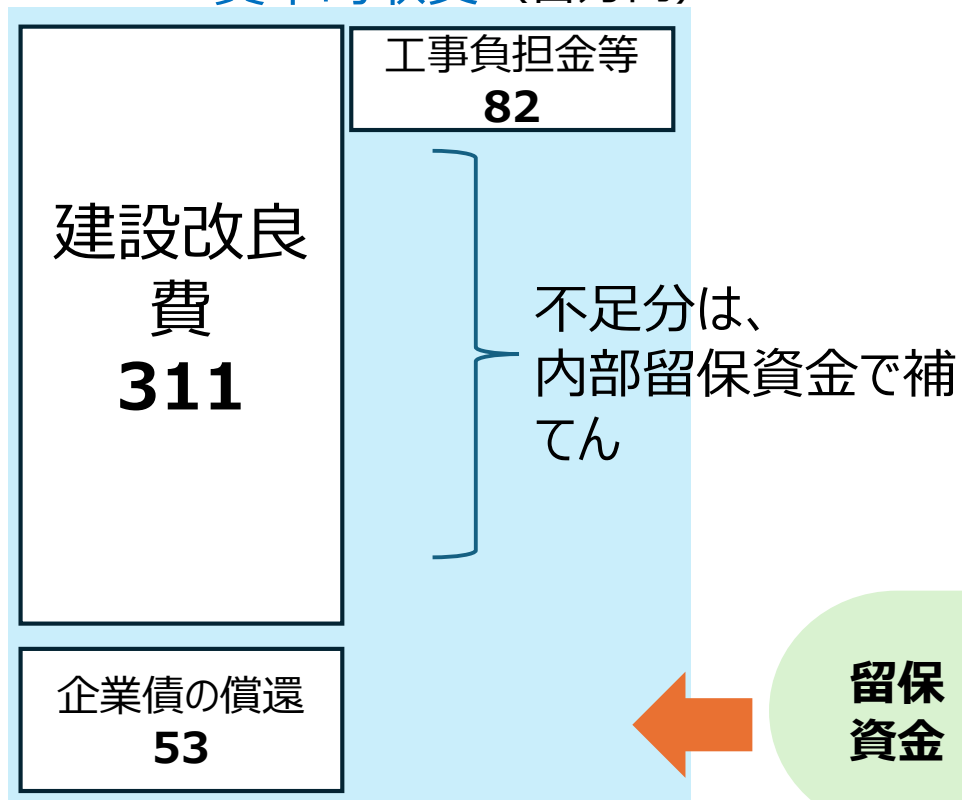


- 資本的支出は管路の耐震化や更新等にかかる費用
- 留保資金をもって補てんする必要がある

3. 高浜市水道事業の経営状況

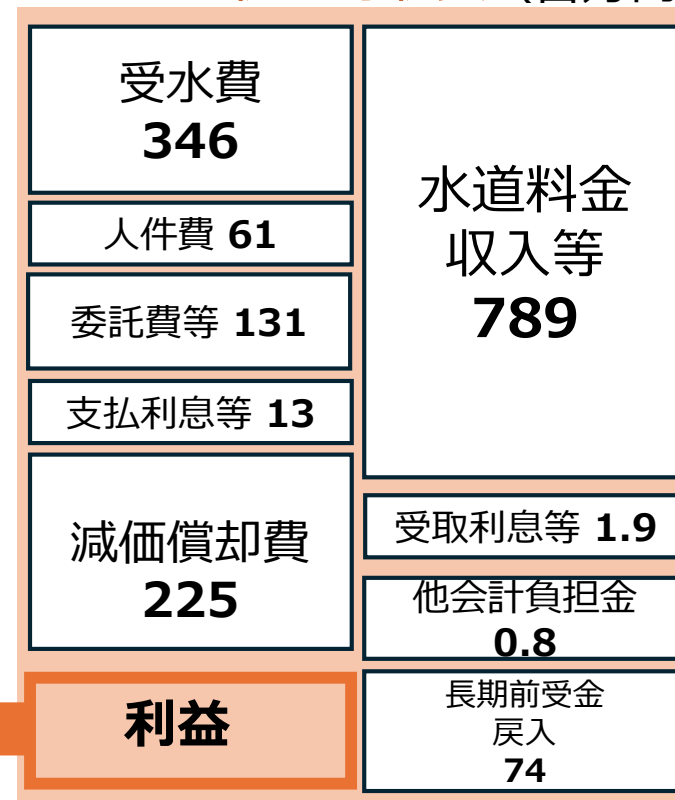
令和7年度の決算の状況

資本的収支（百万円）



支出計 364百万 収入 82百万
+留保資金90百万

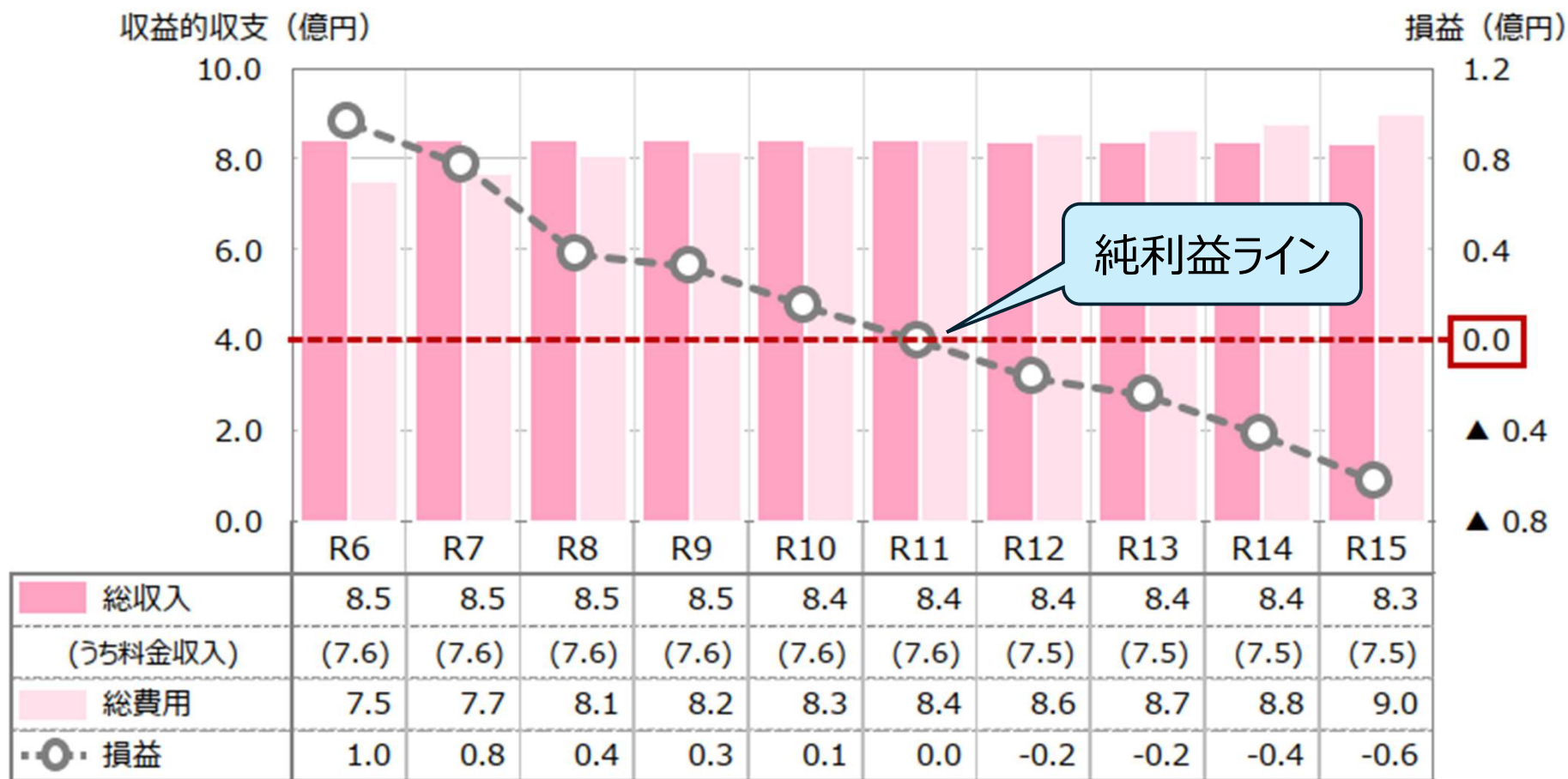
収益的収支（百万円）



支出計 776百万 収入計 866百万

3. 高浜市水道事業の経営状況

高浜市の収益的収支の見込み（R6経営戦略改定時点）

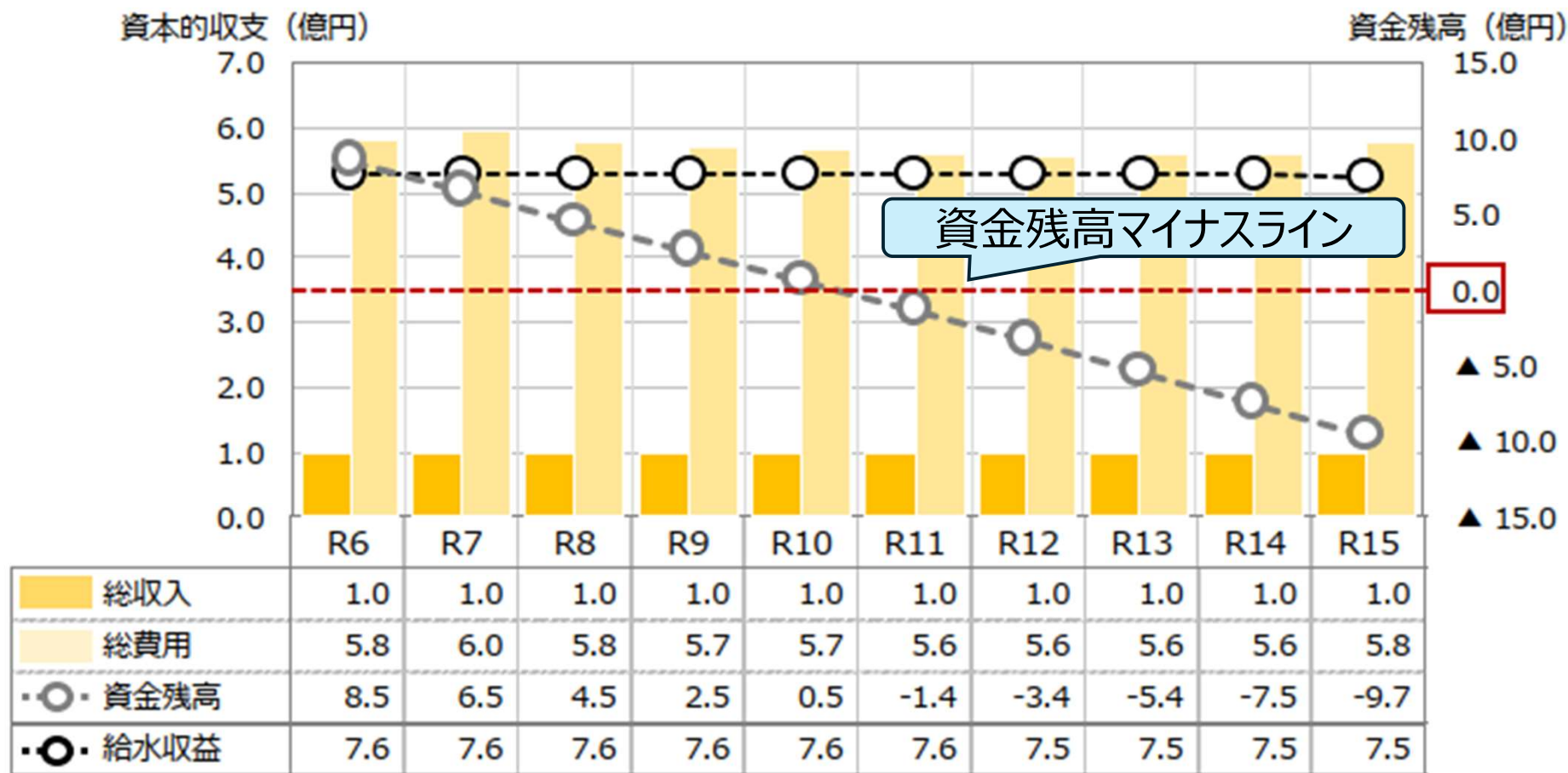


当期純損益の見通し

- 令和11年以降は損失が発生する見込み

3. 高浜市水道事業の経営状況

高浜市の資本的収支の見込み（R6経営戦略改定時点）



資本的収支と資金残高の見通し

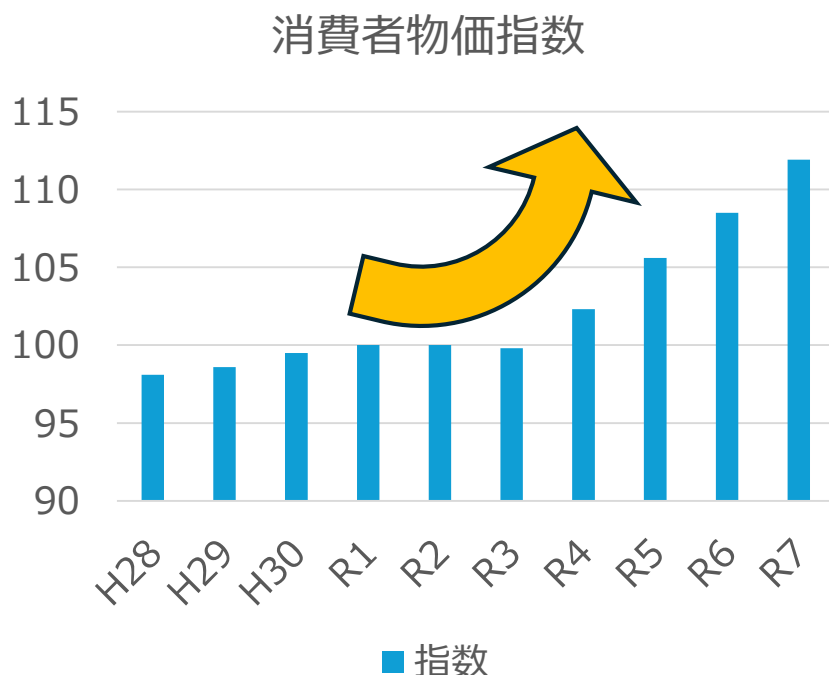
- 令和11年以降は資金残高マイナスになる見込み

出典：高浜市作成 財源試算表

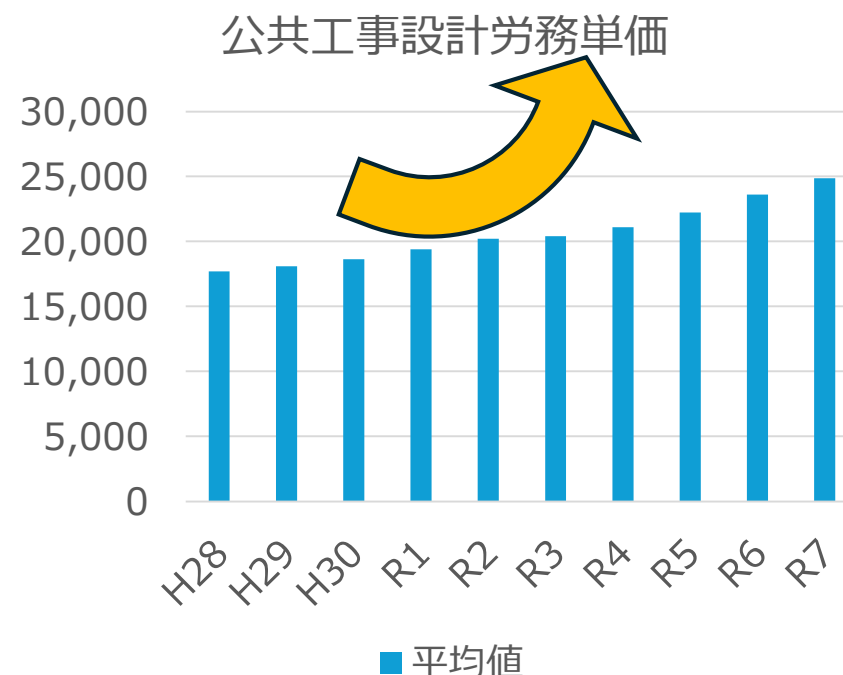
3. 高浜市水道事業の経営状況

物価の高騰

- ・ 消費者物価指数は増加傾向にあり、近年の増加率も上昇している
- ・ 公共工事設計労務単価も上昇しており、建設費の増加の一因となっている



- ・ 総務省公表「令和7年 平均消費者物価指数の動向」より作成
- ・ 総合指数は令和2年を100としている。

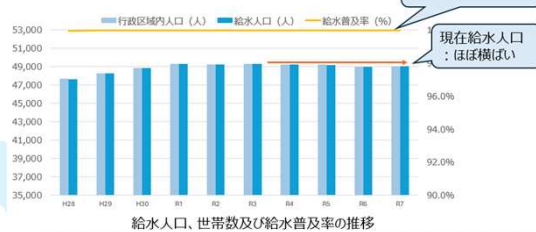


- ・ 国土交通省公表「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」
- ・ 全国全職種平均値より作成

3. 高浜市水道事業の経営状況

水道事業経営の課題

管路の更新には財源が必要
しかし、収入の伸びしろは限定的



収入の伸びしろが限定的

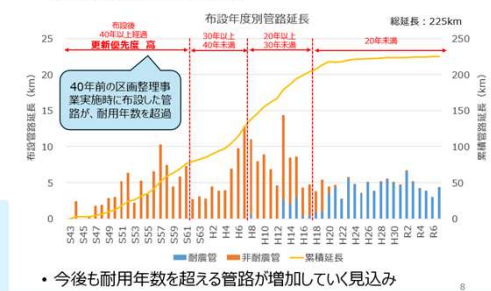
受水費の値上げ

- 愛知県営事業では受水団体へ卸売する水道料金を令和6年10月及び令和8年4月の2段階で改定（値上げ）
- 高浜市では令和8年4月改定後は、年間約3,000万円ほどの費用増となる見込み



費用増（県水・物価等）

法定耐用年数を経過した管路が15.6%
老朽化局面に入った状況



投資増（更新・耐震）

高浜市の収益的収支の見込み（R6経営戦略改定時点）



高浜市の資本的収支の見込み（R6経営戦略改定時点）



R11以降の損失／資金不足

持続可能な水道経営のため、料金体系の適切な見直しが必要

3. 高浜市水道事業の経営状況

まとめ

水道事業会計は、「収益的収支」で純利益等を積立し、「留保資金」でためた資金により「資本的収支」の不足分を補填する構成である

収益的収入の大部分は利用者の水道料金収入である

令和6年度経営戦略改定時点においては、令和11年以降、収益的収支に損失、資本的収支に資金残高のマイナスが発生する見込み

なお、経営戦略改定以降においては、物価高騰の影響により、さらに厳しい経営状況が見込まれる

経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、事業経営として必要な料金を検討する必要がある

4

水道料金体系の基本的な考え方について

4. 水道料金体系の基本的な考え方について

水道事業経営の基本原則

水道料金は以下を満たすものであることが求められている

- **公正妥当であること**
- **能率的な経営の下における適正な原価を基礎とすること**
- **健全な経営を確保できること**

（水道法 第十四条（供給規定））

また、経費は、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない

（地方公営企業法 第17条の2 第2項（経費の負担の原則））



つまり、水道事業は、税金によらず、使用水量に応じた水道使用者からの料金収入によって運営しなければならないことが求められている

4. 水道料金体系の基本的な考え方について

『水道料金算定要領(料金改定の手引き)』

水道料金算定要領

令和7年2月

公益社団法人 日本水道協会

水道料金の全国的な算定基準

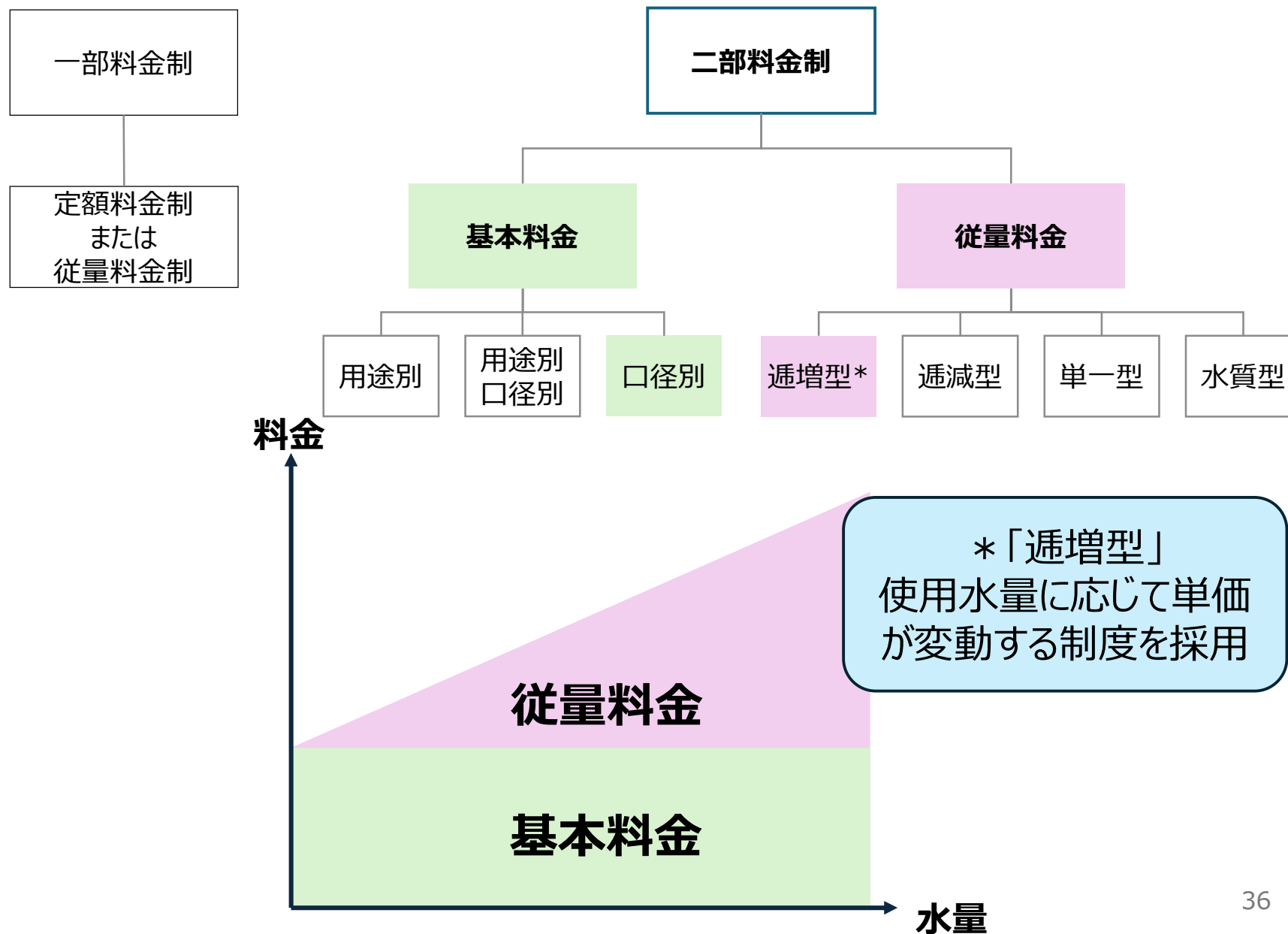
- ・ 水道料金の考え方
- ・ 具体的算定方法

以上をとりまとめたもの

→水道料金を設定する際の指針

4. 水道料金体系の基本的な考え方について

料金体系の概要



4. 水道料金体系の基本的な考え方について

高浜市の現在の水道料金体系

(1か月あたり、税抜)

口径	基本料金	従量料金単価 (/m ³)	
13mm	550円	1～8m ³	33円
		9～20m ³	111円
		21～30m ³	140円
20mm	1,490円	31～50m ³	180円
		51m ³ ～	201円
25mm	3,040円	1～30m ³	140円
40mm	9,410円	31～50m ³	180円
50mm	13,820円	51m ³ ～	201円
75mm	34,810円		
臨時用	各口径による	201円	

従量料金の
逦増制

- 水道料金は「基本料金」と「従量料金」の合計である二部料金制
- 逦増制は使用水量が多くなるほど単価が高くなる制度

4. 水道料金体系の基本的な考え方について

基本料金のしくみ

基本料金は、使用水量にかかわらず負担する料金

(1か月あたり、税抜)

	口径	基本料金	従量料金単価 (/m ³)	
			1～8m ³	33円
口径が小さい＝一度に 使える水の量は少ない ↓ 口径が大きい ＝一度に大量の水を使える	13mm	550円	9～20m ³	111円
			21～30m ³	140円
	20mm	1,490円	31～50m ³	180円
			51m ³ ～	201円
	25mm	3,040円	1～30m ³	140円
大口径の方が維持管理に 必要なコストが大きい	40mm	9,410円	31～50m ³	180円
	50mm	13,820円	51m ³ ～	201円
	75mm	34,810円		
	臨時用	各口径による		201円

- 大口径ほど、設置や修繕にかかる材料費や人件費などの固定的な費用が大きい
- そのため、基本料金は口径ごとに発生する固定的な費用に応じて決定する

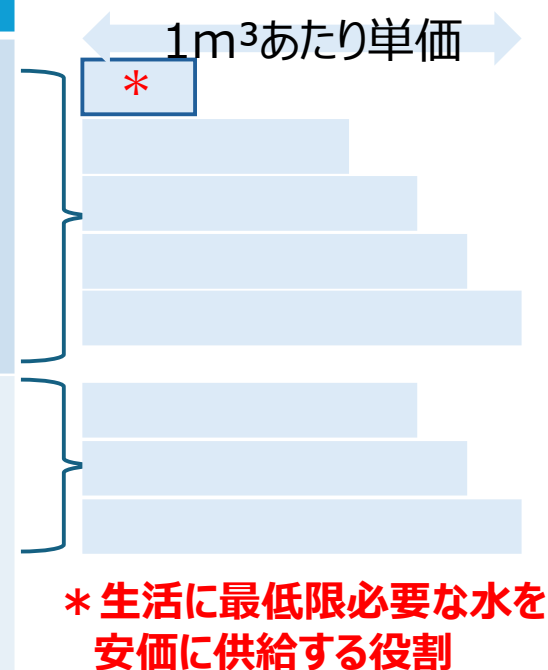
4. 水道料金体系の基本的な考え方について

従量料金と逦増制のしくみ

従量料金は、使用水量に応じて負担する料金

(1か月あたり、税抜)

口径	基本料金	従量料金単価 (/m ³)	
13mm	550円	1～8m ³	33円
		9～20m ³	111円
		21～30m ³	140円
20mm	1,490円	31～50m ³	180円
		51m ³ ～	201円
25mm	3,040円	1～30m ³	140円
40mm	9,410円	31～50m ³	180円
50mm	13,820円	51m ³ ～	201円
75mm	34,810円		
臨時用	各口径による	201円	

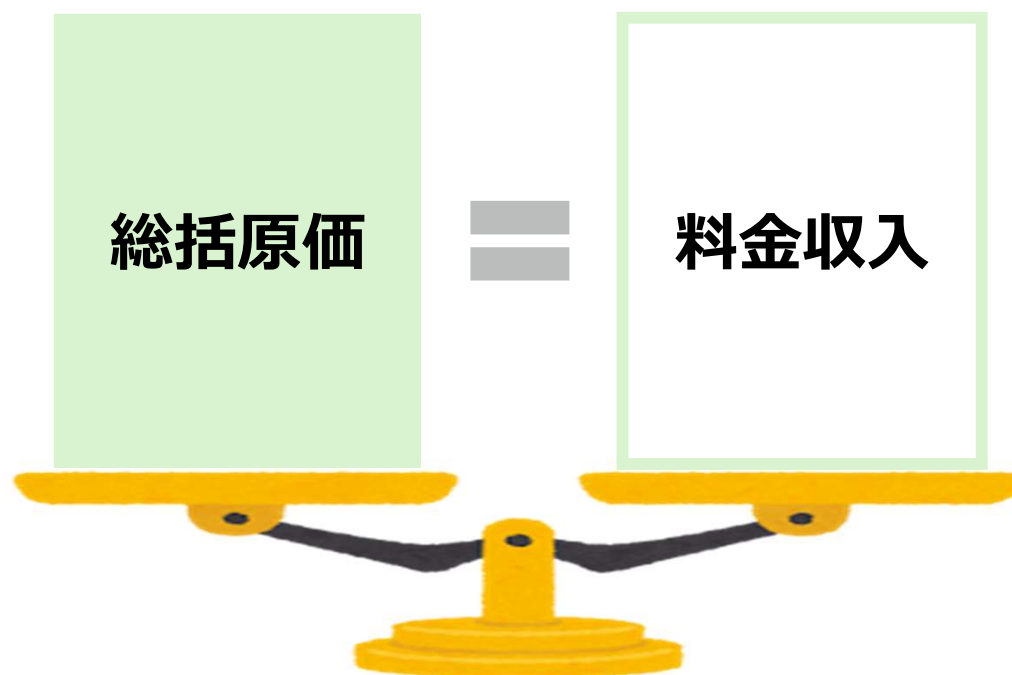


- 電力費や薬品費などの変動的な費用は、使用された水量に応じて費用が発生する
- 使用水量が多くなるほど単価が高くなる逦増制を採用

4. 水道料金体系の基本的な考え方について

水道料金の算定手順

理想的な水道料金水準

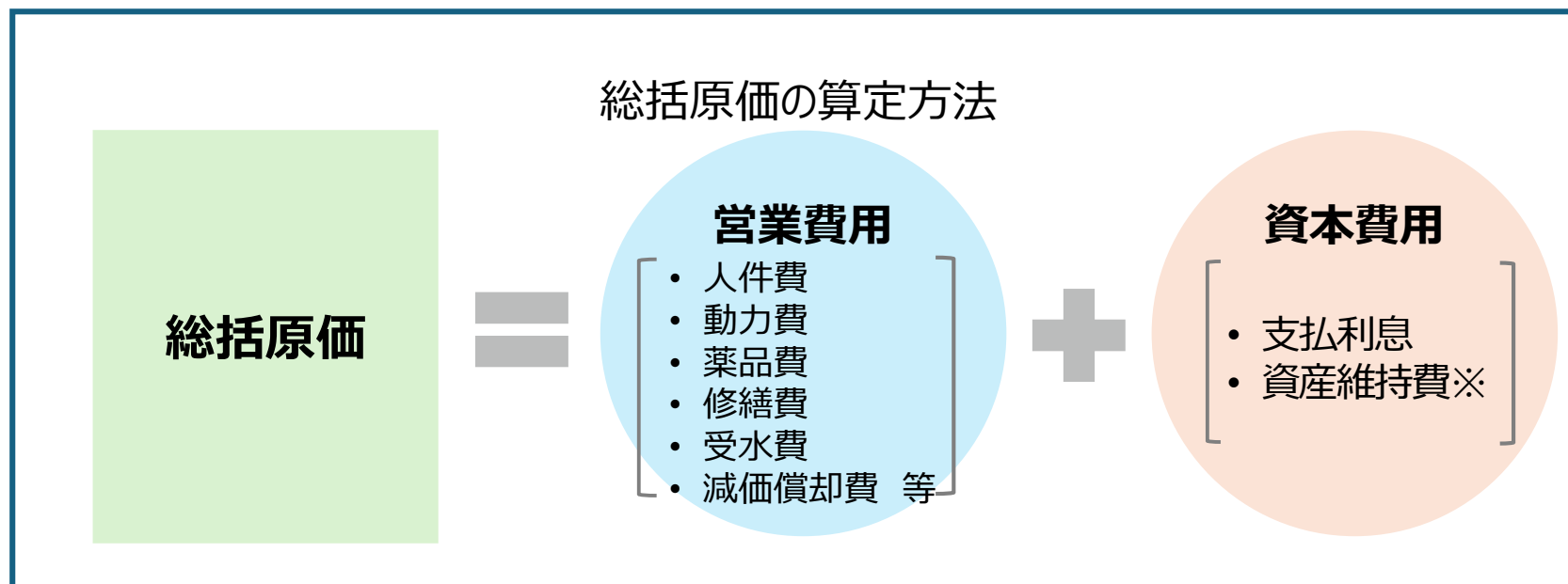


- 「総括原価」とは、水道使用者に水を届けるために必要な費用
- **総括原価**と料金収入が一致するような料金水準を設定することが理想的

4. 水道料金体系の基本的な考え方について

水道料金の算定手順

総括原価の算定



※ 給水サービス水準の維持向上及び施設実体維持のための原資として事業内に内部留保し、再投資されるべき額

- 総括原価は、事業活動に必要な営業費用と、施設の計画的な改修・更新等に必要な資本費用を合わせた費用

4. 水道料金体系の基本的な考え方について

水道料金の算定手順

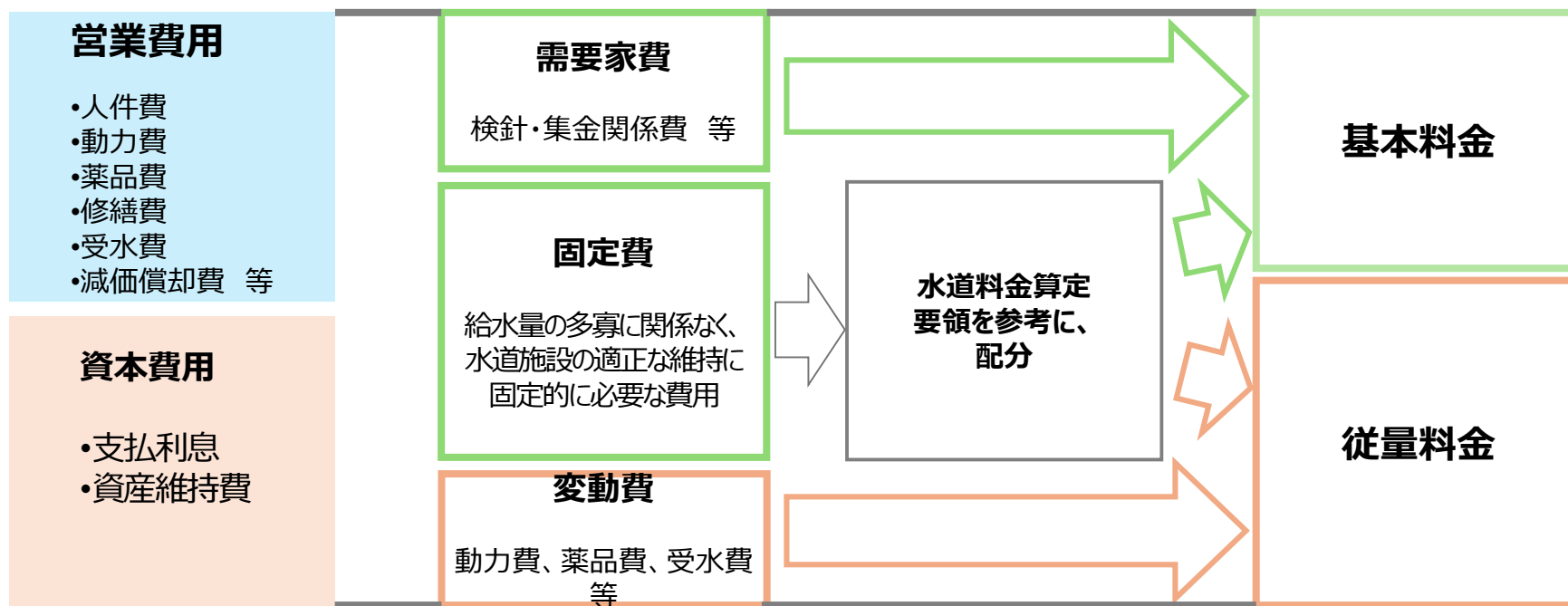
いくら必要か

どう負担配分するか

総括原価の算定

総括原価の分解・配賦

料体体系



※上記は水道料金算定要領の一手法を図示しています。

- ・ 総括原価の費用は「需要家費」「固定費」「変動費」に分解された後、**基本料金**及び**従量料金**に配分される

4. 水道料金体系の基本的な考え方について

高浜市の水道料金改定の経緯

- 平成4年 水道料金に消費税の転嫁
- 平成12年 水道料金改定（暫定料金）
- 平成14年 水道料金改定（本則料金適用）

⋮
⋮
⋮

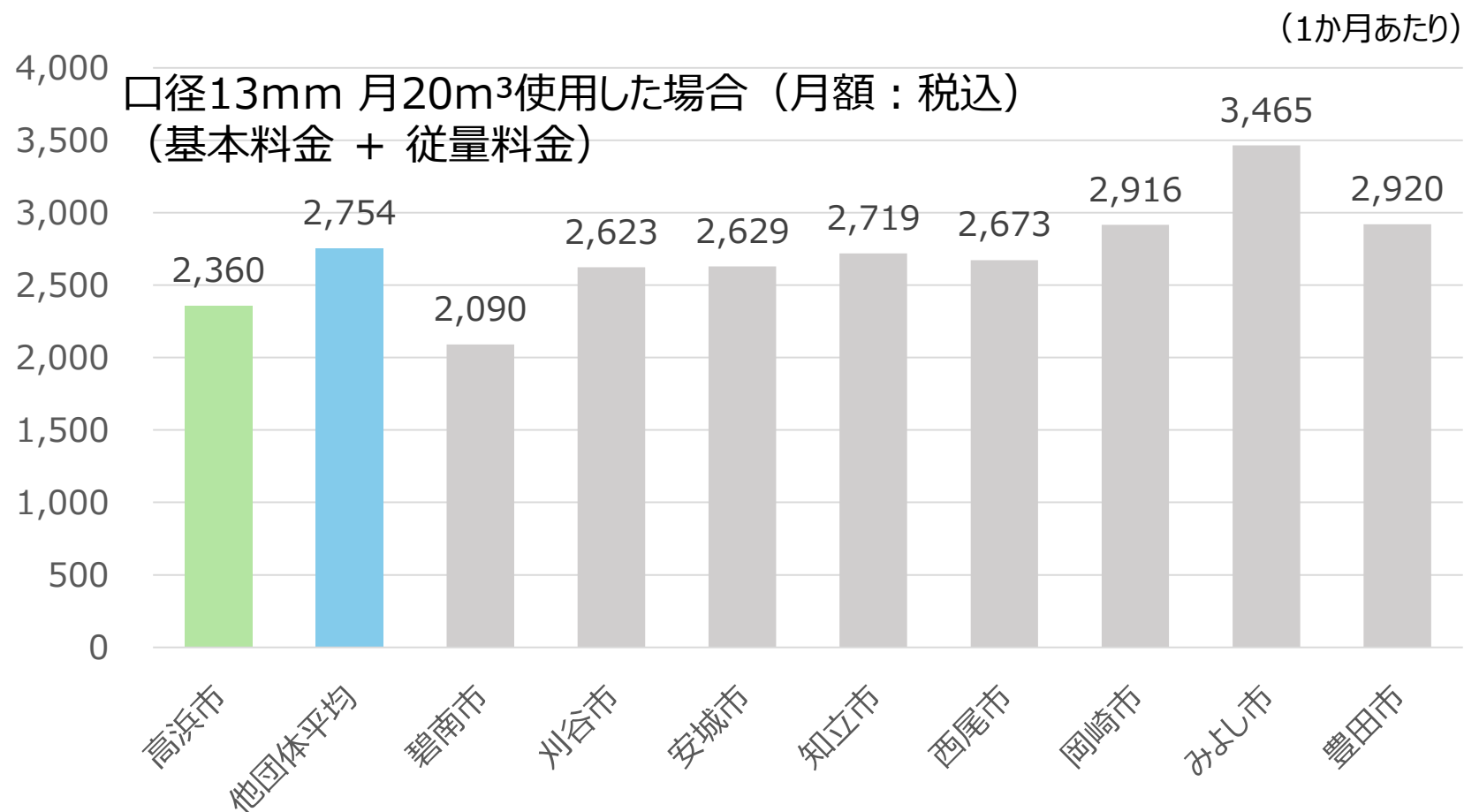
23年間、料金改定なし

令和8年現在

- 水道料金体系は、平成14年の見直しから23年以上改定がされていない
- 水道事業の経営状況を分析し、地域経済・社会情勢を踏まえた適切な対応を早急に実施することが求められる

4. 水道料金体系の基本的な考え方について

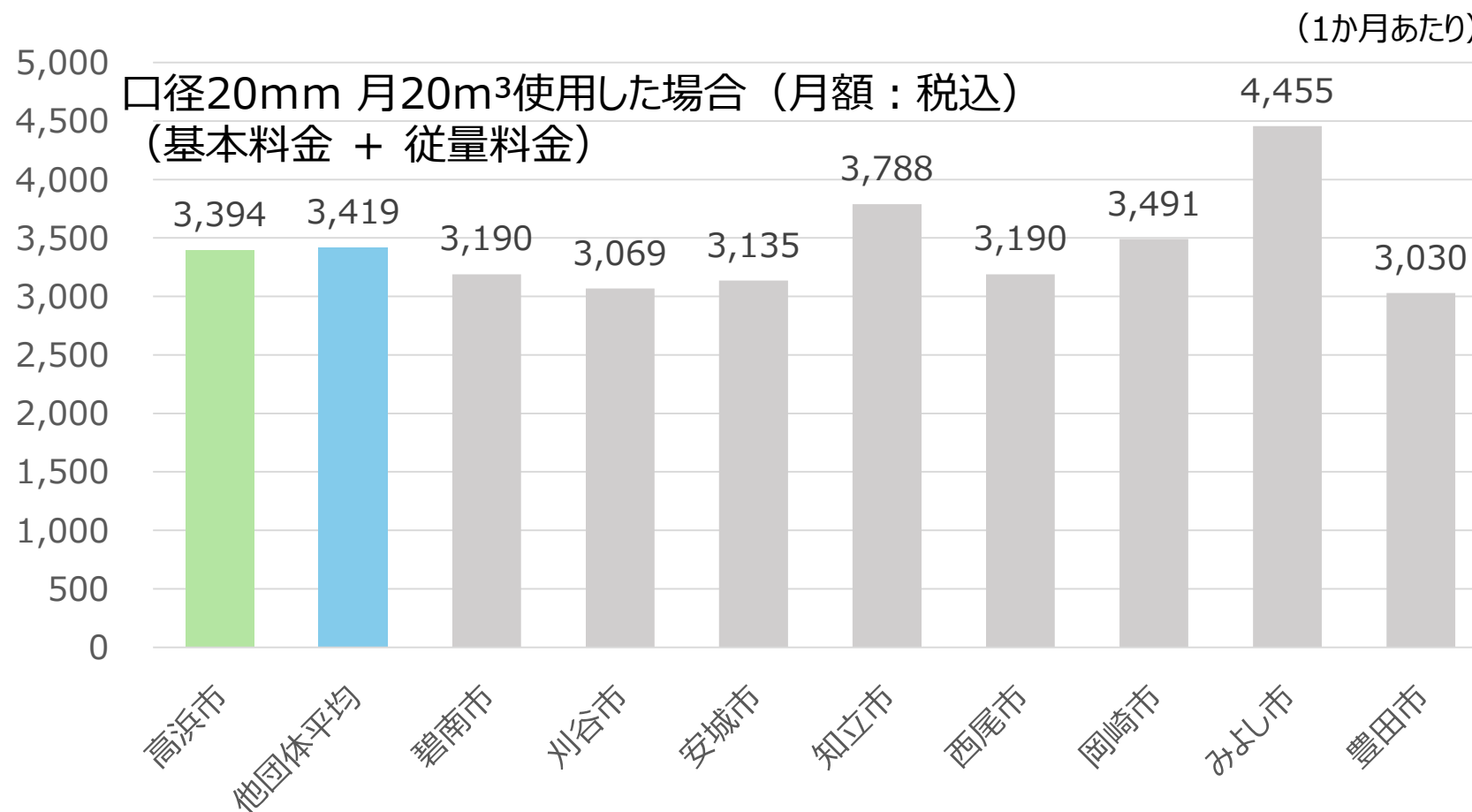
他団体との比較（口径13mm水道料金）



- 高浜市 月額2,360円
- 他団体平均 月額2,754円
- 高浜市は平均より、約394円安い（令和8年6月1日時点）

4. 水道料金体系の基本的な考え方について

他団体との比較（口径20mm水道料金）



- 高浜市 月額3,394円
- 他団体平均 月額3,419円
- 高浜市は平均より、約25円安い（令和8年6月1日時点）

4. 水道料金体系の基本的な考え方について

まとめ

高浜市の水道料金は、「基本料金」（用途別口径別）と「従量料金」（逓増制）の二部料金制である

逓増制は使用水量に応じて単価が変動する制度である

総括原価は、営業費用と、資本費用を合わせた費用

総括原価と料金収入の総額が、一致するような料金設定とすることが理想的

平成14年の見直しから23年以上改定がされていない

県内他事業体と比べると、

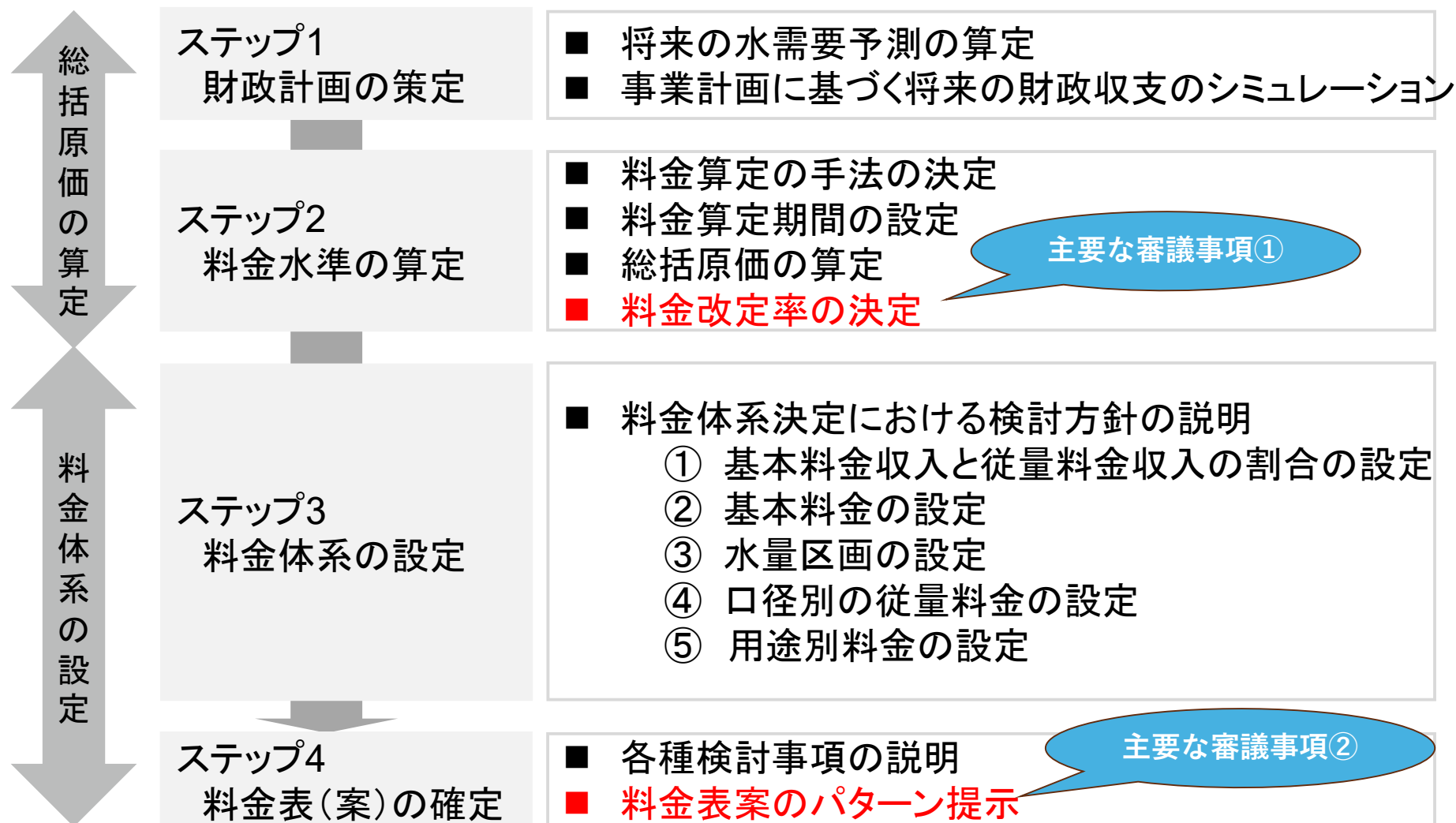
口径 1 3 mm、口径 2 0 mmどちらも、他団体平均より低い料金設定

5

改定の検討方針について

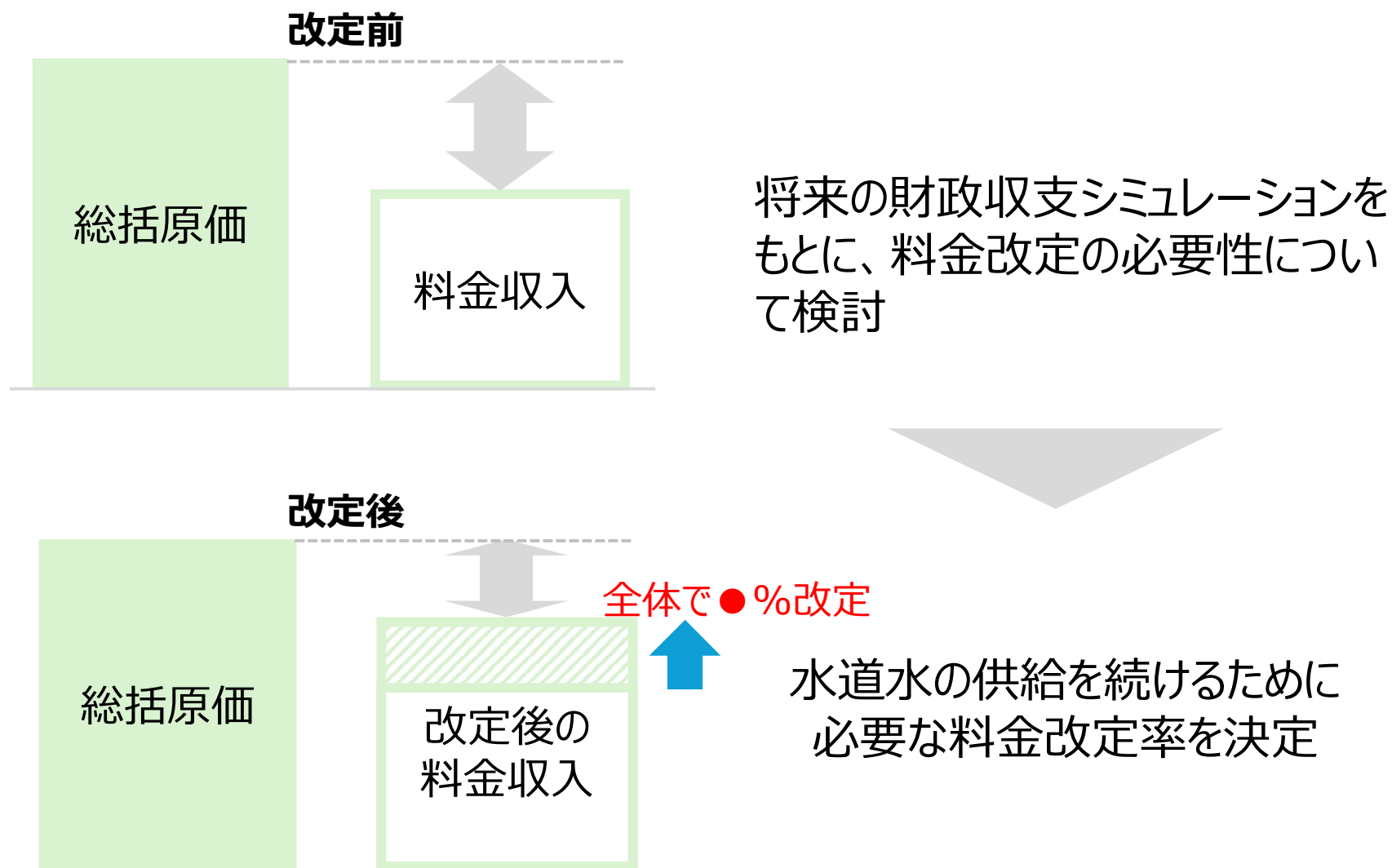
5. 改定の検討方針について

水道料金改定の一般的な流れ



5. 改定の検討方針について

主要な審議事項① 料金改定率



5. 改定の検討方針について

主要な審議事項② 料金表（案）

料金体系決定における一般的な検討事項

①基本料金と従量料金の収入割合

口径	基本料金	従量料金単価 (/m ³)	
13mm	550円	1～8m ³	33円
		9～20m ³	111円
		21～30m ³	140円
20mm	1,490円	31～50m ³	180円
		51m ³ ～	201円
25mm	3,040円	1～30m ³	140円
40mm	9,410円	31～50m ³	180円
50mm	13,820円	51m ³ ～	201円
75mm	34,810円		
臨時用	各口径による		201円

②口径別基本料金

③水量区画

④口径別の従量料金

⑤用途別料金の検討

- 必要な改定率を満たすように、料金表をどのように改定するかについて、料金体系における検討事項をふまえて検討

5. 改定の検討方針について

今後の審議会スケジュール

回	開催日	目的
第1回	R8/8/17	高浜市水道事業の概要と経営状況の共有
第2回	R8/10/1	水道料金改定の必要性及び改定率の検討
第3回	R9/1/20	水道料金体系の方針の検討
第4回	R9/3/23	水道料金体系の検討
第5回	R9/6/25	答申案の確認

本日

次回は、
将来の財政収支シミュレーションをもとに、
料金改定の必要性についてご審議いただきます。